第4期南魚沼市障がい者計画 第7期南魚沼市障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画



南魚沼市総合支援学校作品

令和6年3月

南魚沼市

目 次

第1編	総	1
第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画の期間	3
第4節	SDGs とのつながり	3
第5節	計画の対象	3
第6節	計画の策定体制	4
第2章	市の障がい者を取り巻く現状	5
第1節	総人口等の推移	5
第2編	第4期障がい者計画	19
第1章	計画の基本的な考え方	19
第1節	基本理念	19
第2節	基本方針	20
第2章	施策の展開	22
第1節	啓発と広報 相互理解・交流の推進と共に支えあう地域の確立	22
第2節	生活支援 自立支援と社会参加の推進	
第3節	生活環境 人にやさしいまちづくりの推進	29
第4節	教育と育成 障がいのある子どもの保育と教育の充実	32
第5節	雇用と就業 働く場の確保のために	35
第6節	保健と医療 障がいの早期発見、早期対応と健康づくり	37
第7節	情報・コミュニケーション 地域で自立して生活していくために	40
第3編	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	43
第1章	計画の概要	43
第1節	基本理念	43
第2節	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	45
第3節	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	46
第4節	障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	47
第5節	支援の円滑な実施を確保するために必要な事項等	48
第6節	総合的なサービスの全体像	49

第2章	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標	50
第1節	障がい福祉サービス等の成果目標	50
第3章	障がい福祉サービスの活動指標(見込量)	57
第1節	訪問系サービスについて	57
第2節	日中活動系サービスについて	59
第3節	居住系サービスについて	63
第4節	相談支援サービスについて	65
第4章	地域生活支援事業の活動指標(見込量)	67
第1節	地域生活支援事業について	67
第5章	障がい児福祉サービスの活動指標(見込量)	74
第1節	障がい児福祉サービスについて	74
第2節	医療的ケア児等コーディネーターについて	76
第6章	発達障がい者等のサービスについての活動指標(見込量)	77
第1節	発達障がい者に対する支援について	77
第2節	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について	78
第3節	相談支援体制の充実・強化のための取組について(新設)	79
第4節	障がい福祉サービスの質を向上させるための取組について	80
第4編	計画の推進	81
第1章	計画の推進	81
第1節	計画の周知	81
第2節	計画の推進体制の確立	81
第3節	国・県・近隣市町との連携	81
第4節	計画の進捗管理	81
資料	編	83
アンケ、	ート結果の概要	83

南魚沼荷	节自立支援協議会委員名簿	98
計画等	マクス 経緯	99



総



第1編総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、障がい特性に応じた切れ目のない支援の必要性等を 背景に、多様化・複雑化しています。このような中、国では令和5年3月に「障害者基本計 画(第5次)」が策定され、共生社会の実現に資する取組の推進、当事者本位の総合的かつ 分野横断的な支援、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、障がいのある女性・こども及 び高齢者に配慮した取組の推進等、各分野に共通する横断的視点として定められています。

また、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」の制定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の改正、令和6年4月1日施行の障害者総合支援法等の改正と、法整備が進められ、共生社会の実現を目指して取組が進められています。

南魚沼市では、第3期南魚沼市障がい者計画を平成30年度~令和5年度の計画期間として策定し、障がい者施策に取り組んできました。「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」の基本理念に基づき、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体ととらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限度発揮し、自己実現できるように支援する体制づくりを進めてきました。

また、第6期南魚沼市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は令和3年度~令和5年度を計画期間として策定し、障がいのある人と障がいのある子どもが必要とする障がい福祉サービスと相談支援及び地域生活支援事業の目標を掲げ、体制整備に努めてきました。

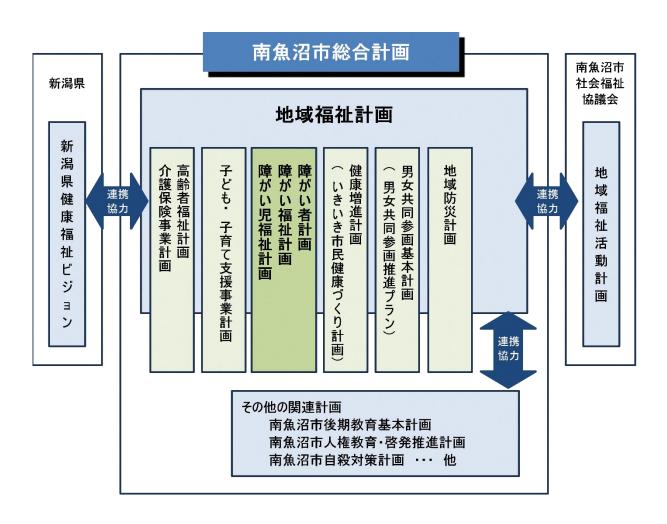
この度、両計画の計画期間が終了することから、国の新たな制度を踏まえた上で、南魚沼市の障がい者施策の方向性を定める「第4期南魚沼市障がい者計画」、「第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項で定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援 法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 を法的根拠とする「市町村障害福祉計画」、「市町村 障害児福祉計画」です。

南魚沼市総合計画を最上位計画とし、南魚沼市地域福祉計画に定められた地域福祉の視点や地域福祉を推進する上での共通の方向性に沿って、他の健康福祉計画に関する個別、分野別の計画とともに連携し福祉の向上を目指します。

「第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、「第4期南魚沼市障がい者計画」において定めた基本的な施策に基づき、障がい福祉サービス分野の実施計画として位置づけられるものです。

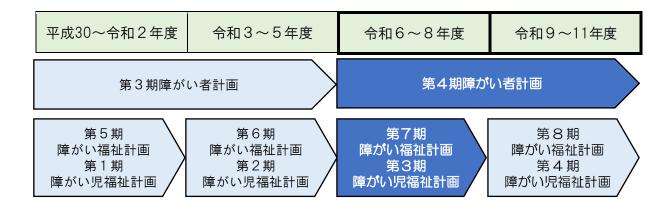


第3節 計画の期間

第4期障がい者計画については、令和6年度~令和11年度までの6年間を計画期間とします。

第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。



第4節 SDGsとのつながり

SDGs (持続可能な開発目標) は、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12年を達成年限とする基本目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されるものです。令和元年12月には同指針の改定が行われ、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした、8つの優先課題と課題に取組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉の分野の根底を貫く考え方であり、本計画の目指す地域共生社会と方向性を同じくするものです。そのため、SDGsの考え方を取り入れ、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続けられる環境の構築を目指します。

第5節 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互の人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指します。そのため、障がい者手帳の有無に関わらず、難病など障がいがあるために何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人だけでなく、市民や支援を行う人も含め、全ての人を対象とします。

第6節 計画の策定体制

本計画は、策定委員会や各種調査、パブリックコメントなどにより、障がい者に関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) 策定委員会

相談支援事業者、障がい者関係団体等からなる「南魚沼市自立支援協議会」において、審議を行いました。

(2)調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、市内在住の障がい者手帳を所持する人(児童も含む)等 1,000 人に「障がい福祉に関するアンケート調査」を郵送とウェブで実施しました。

さらに、市内で障がい福祉サービスを提供している事業所と障がい者関係団体に対し、アンケート及びヒアリング調査を行い、現状やニーズについて調査を行いました。

(3) パブリックコメント

公共施設及びウェブサイトにおいて計画案を公表し、意見を募集しました。



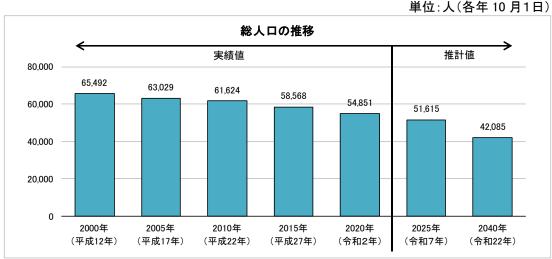
MSG アートクラブ作品

第2章 市の障がい者を取り巻く現状

第1節 総人口等の推移

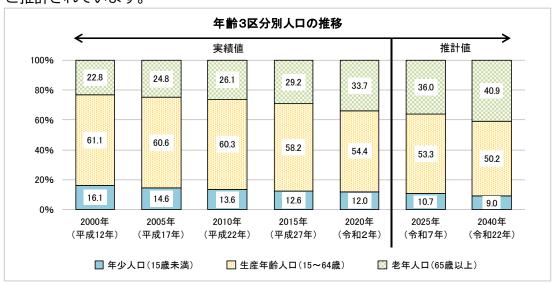
1 総人口の推移

南魚沼市の総人口は、一貫して減少傾向にあり、令和2年には54,851人となっています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5 (2023) 年推計)」によれば今後もこの傾向が続き、令和7年には51,615人、さらに令和22年には42,085人となり、5万人を下回るものと見込まれます。



2 年齢3区分別人口の推移

南魚沼市の年齢3区分別人口は、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口の割合が増加傾向となっています。老年人口は、令和2年には33.7%、令和22年には40.9%と推計されています。



資料:実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (令和5(2023)年推計)」

3 世帯の推移

国勢調査による南魚沼市の総世帯数は、平成27年と令和2年を比較すると、150世帯の増加となっています。

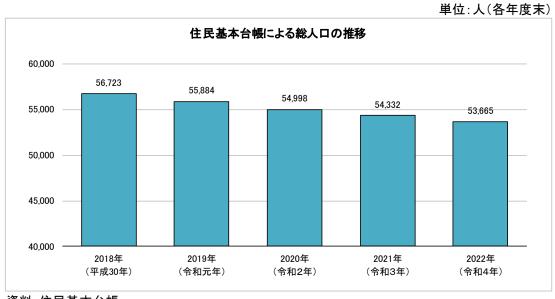


単位:世帯(各年10月1日)

資料:国勢調査

4 住民基本台帳による総人口の推移

住民基本台帳による南魚沼市の総人口は、令和4年度が53,665人で、毎年1%前後減少しています。



資料:住民基本台帳

障がい者手帳所持者数の推移

(1) 障がい者手帳所持者数の推移と人口との構成比

平成29年度末と令和4年度末を比較すると、身体障がい者手帳所持者は微減で推移 しており、109人(4.8%)減少しています。

療育手帳所持者は、23人(4.9%)の増加、精神障がい者保健福祉手帳所持者では、 78人(13.4%)の増加となっています。

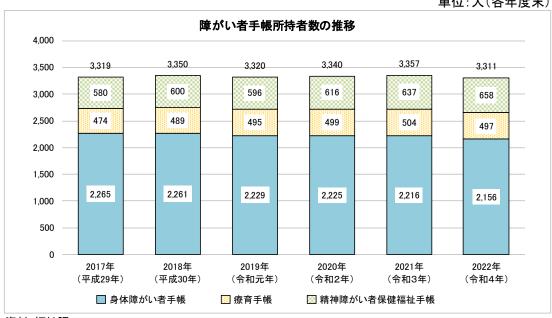
令和4年度末の手帳種別毎の所有割合は、身体障がい者手帳所持者が全体の65.1%、 療育手帳所持者が15.0%、精神障がい者保健福祉手帳所持者が19.9%となっています。 また、総人口に占める手帳所持者の割合が、わずかに増加する傾向となっています。

単位:人(各年度末)

区分	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021 年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
身体障がい者手帳	2, 265	2, 261	2, 229	2, 225	2, 216	2, 156
療育手帳	474	489	495	499	504	497
精神障がい者保健福祉手帳	580	600	596	616	637	658
合 計	3, 319	3, 350	3, 320	3, 340	3, 357	3, 311
総人口(住基)	57, 252	56, 723	55, 884	54, 998	54, 332	53, 665
総人口に占める手帳所持者の割合(%)	5.8%	5.9%	5.9%	6.1%	6.2%	6. 2%

資料:福祉課

単位:人(各年度末)



資料:福祉課

(2) 年代別身体障がい者手帳所持者数の推移

年代別身体障がい者手帳所持者数は、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、 18 歳未満では大きな変化はみられず、18 歳以上は 107 人 (4.8%) 減少しています。

年代別身体障がい者手帳所持者数の推移 2 500 2,265 2,261 2,229 2.225 2,216 2.156 2,000 1.500 2.234 2,229 2,200 2,191 2,181 2,127 1,000 500 32 35 29 29 0

2019年

(令和元年)

単位:人(各年度末)

資料:福祉課

(3) 等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

2018年

(平成30年)

■ 18歳未満

2017年

(平成29年)

等級別身体障がい者手帳所持者数は、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、 1級は40人(5.9%)の減少、2級は35人(10.0%)の減少、3級は32人(6.3%) の減少、4級は15人(3.3%)の減少、5級は5人(3.7%)の減少、6級は18人(13.1%) の増加となっています。6級の所持者以外は減少しています。

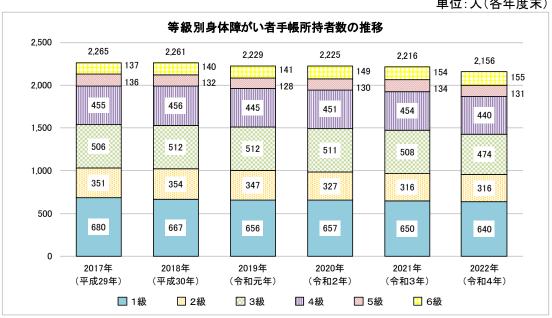
2020年

(令和2年)

🔢 18歳以上

2021年

(令和3年)



単位:人(各年度末)

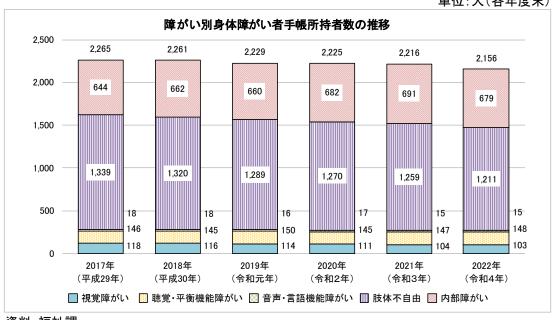
2022年

(令和4年)

資料:福祉課

(4) 障がい別身体障がい者手帳所持者数の推移

障がい別身体障がい者手帳所持者数は、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、 視覚障がいは15人(12.7%)の減少、聴覚・平衡機能障がいは2人(1.4%)の増加、 音声・言語機能障がいは3人(16.7%)の減少、肢体不自由は128人(9.6%)の減少、 内部障がいは35人(5.4%)の増加となっています。

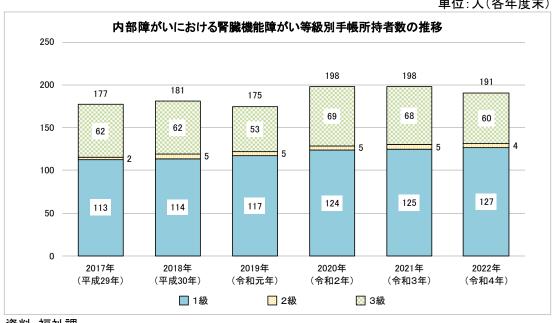


単位:人(各年度末)

資料:福祉課

(5) 内部障がいにおける腎臓機能障がい等級別手帳所持者数の推移

内部障がいにおける腎臓機能障がい者数は、平成29年度末と令和4年度末を比較す ると、14名(7.9%)の増加となっています。

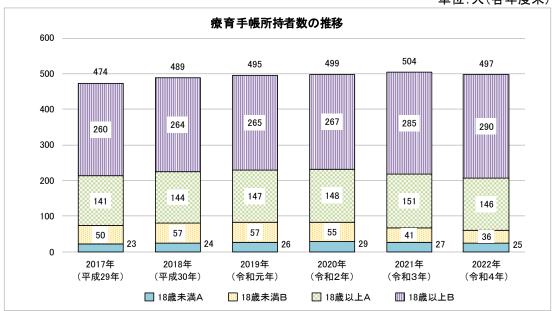


単位:人(各年度末)

資料:福祉課

(6) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成 29 年度末と令和4年度末を比較すると、18 歳未満では 12人(16.4%)減少し、18歳以上では35人(8.7%)増加しています。

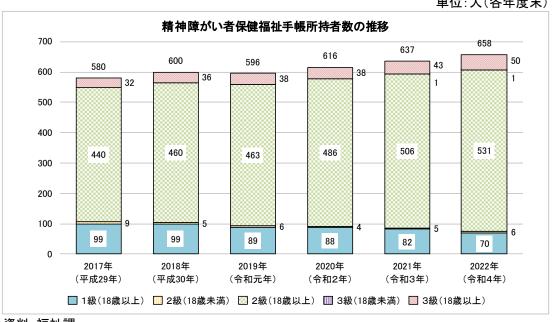


単位:人(各年度末)

資料:福祉課

(7) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、 18 歳未満では大きな変化はみられず、18 歳以上では80人(14.0%)増加しています。



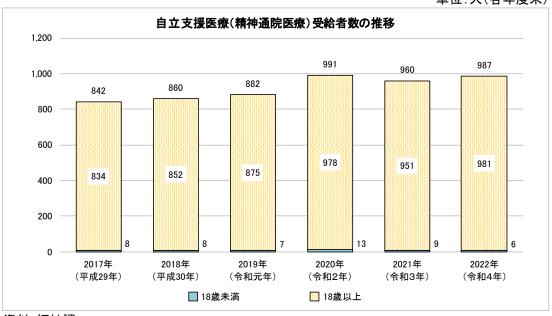
単位:人(各年度末)

資料:福祉課

(8) 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

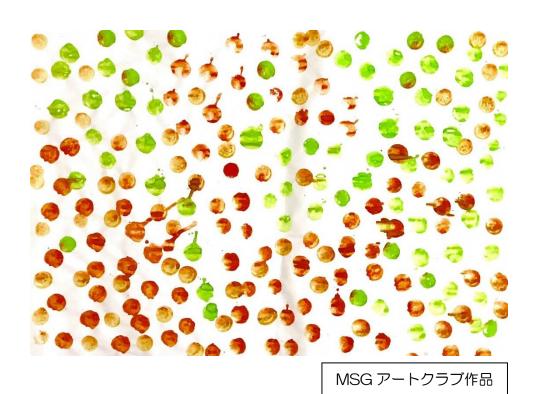
自立支援医療の受給者数は、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、18歳未満では大きな変化はみられず、18歳以上では147人(17.6%)の増加となります。

単位:人(各年度末)



資料:福祉課

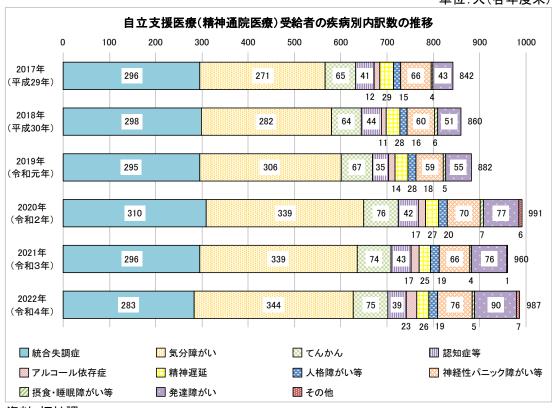
※2020年(令和2年)は新型コロナ感染症に伴い、自動延長(更新手続き不要)だった。



11

(9) 自立支援医療(精神通院医療)受給者の疾病別内訳数の推移

自立支援医療受給者の疾病別内訳については、いずれの年度においても統合失調症と気分障がいが占める割合が高くなっています。令和4年度末では気分障がいが最も多く344人で、全体の34.9%となっています。次いで統合失調症が多く283人で、全体の28.7%となっています。



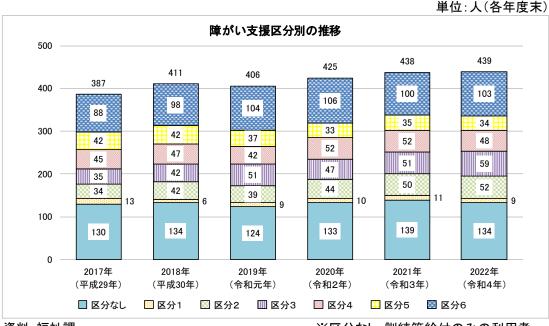
単位:人(各年度末)

資料:福祉課

[※]ここでいう発達障がいとは、発達障がい者支援法で定められる定義により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」を指します。

(10) 障がい福祉サービス支給決定者数(障がい支援区分別)の推移

障がい福祉サービス支給決定者数を障がい支援区分別に、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、区分なしは4人の増加、区分1は4人の減少、区分2は18人の増加、区分3は24人の増加、区分4は3人の増加、区分5は8人の減少、区分6は15人の増加となっています。



光件 1/8/左击1

資料:福祉課

※区分なし:訓練等給付のみの利用者



MSG アートクラブ作品

(11) 障がい福祉サービスの手帳別・障がい支援区分別支給決定状況

令和4年度末の手帳別支給決定状況を見ると、児童を含めた療育手帳所持者が 190 人と最も多く、手帳未所持含む全体の 43.3%となっています。次いで精神障がい者保 健福祉手帳所持者が23.5%、身体障がい者手帳所持者が14.4%、重複障がい者が18.7% となっています。

単位:人(令和4年度末)

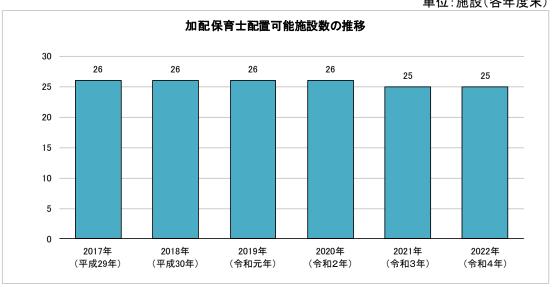
	丰世.八(节相4千度木)								
	認定区分	なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	障がい者手帳所持者	8	1	7	9	4	9	23	61
療育	手帳所持者	43	7	24	28	31	16	38	187
精神 持者	障がい者保健福祉手帳所	66	1	18	13	5	0	0	103
	障がい者手帳所持者及び 手帳所持者	3	0	1	4	7	8	41	64
	障がい者手帳所持者及び精 がい者保健福祉手帳所持者	2	0	1	2	0	0	1	6
	予帳所持者及び精神障が保健福祉手帳所持者	5	0	1	3	1	1	0	11
	身体障がい者手帳所持者	2	0	0	0	0	0	0	2
児	療育手帳所持者	3	0	0	0	0	0	0	3
童	身体障がい者手帳所持者 及び療育手帳所持者	1	0	0	0	0	0	0	1
	手帳未所持	1	0	0	0	0	0	0	1
	合 計	134	9	52	59	48	34	103	439

資料:福祉課

(12) 障がい児の教育・保育の状況

①加配保育士配置可能施設数の推移

加配保育士は公立・私立の25園すべての園で配置が可能です(受入年齢が1歳以下 の園を除く)。子どもの数の減少により今後園数は減少が見込まれます。

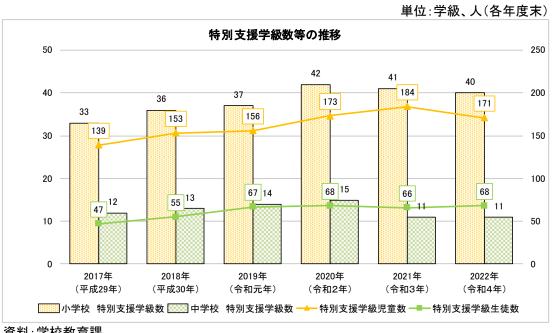


単位:施設(各年度末)

資料:子育て支援課

②特別支援学級数等の推移

特別支援学級数は、平成29年度末と令和4年度末を比較すると、小学校では7学級 増加、中学校では1学級減少しています。特別支援学級児童数では32人増加、特別支 援学級生徒数では21人増加しています。

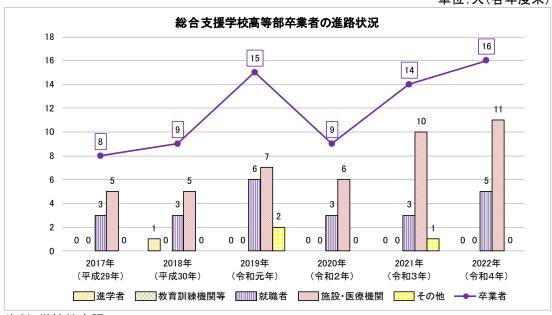


資料: 学校教育課

③総合支援学校高等部卒業者の進路状況

総合支援学校高等部卒業者の進路状況は、いずれの年度においても施設・医療機関が最も多く令和4年度末では11人、次いで就職者が多く5人となっています。

単位:人(各年度末)



資料:学校教育課

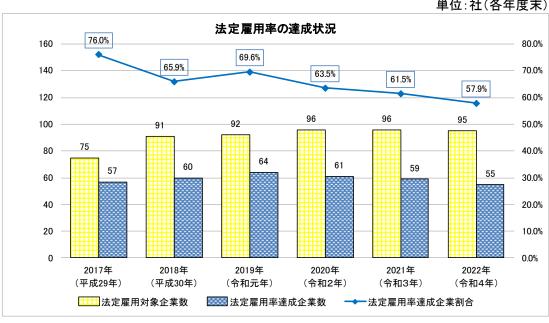


南魚沼市総合支援学校作品

(13) 障がい者雇用の状況

①法定雇用率の達成状況

法定雇用率の達成状況をみると、法定雇用率達成企業割合は減少傾向で推移し、 令和4年度末では57.9%となっています。雇用障がい者数は増加傾向で推移し、令 和4年度末では294人となっています。



単位:社(各年度末)

単位:人(各年度末)

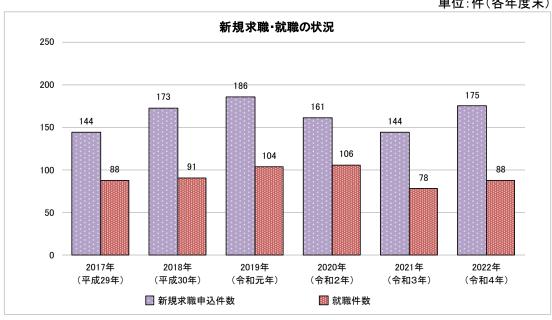
					1 1-1-7	· · □ · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2017年 (平成 29年)	2018年 (平成30年)	2019 年 (令和元年)	2020年(令和2年)	2021 年 (令和3年)	2022 年 (令和4年)
雇用障がい者数	224	260	282	285	291	294
民間企業の法定雇用率	2.19%	2. 28%	2.33%	2. 27%	2.25%	2.26%

資料:ハローワーク南魚沼

②新規求職・就職の状況

障害者の新規求職・就職の状況をみると、新規求職申込件数が最も多い年で 186 件 (令和元年度末)、最も少ない年で144件(平成29年度末・令和3年度末)となって います。

就職件数は最も多い年で 106 件 (令和2年度末)、最も少ない年で 78 件 (令和3年 度末)となっています。



単位:件(各年度末)

単位:件(各年度末)

障がし	ハ者別内訳	2017年 (平成 29年)	2018年 (平成30年)	2019 年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021 年 (令和3年)	2022 年 (令和4年)
身体障がい者	新規求職申込件数	41	44	46	50	41	45
	就職件数	22	18	22	27	11	17
知的障がい者	新規求職申込件数	33	37	32	20	33	32
	就職件数	21	21	23	25	17	17
精神障がい者	新規求職申込件数	70	92	108	91	70	98
	就職件数	45	52	59	54	50	54

資料:ハローワーク南魚沼



第4期障がい者計画

第2編 第4期障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第1期障がい者計画から第3期障がい者計画においては、「障がい者の自立と皆でつくる 共生社会」を基本理念とし、障がいのある人の自己選択と自己決定を尊重しながら、障がい のある人もない人も一緒に取組む機会が増えるように障がい者施策を進めてきました。

本計画においても、これまでの計画における施策の継続性を確保しつつ、国の基本計画における基本理念とも整合的なものとしてこの基本理念を継承し、各施策の推進を図ります。

基本理念

障がい者の自立と皆でつくる共生社会



MSG アートクラブ作品

第2節 基本方針

1 啓発と広報

相互理解・交流の推進と共に支えあう地域の確立

障がいのある人が地域社会で暮らしていくためには、地域住民の障がいや障がいのある人への理解が必要です。そのために人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念を地域に定着・浸透させるとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進めます。

2 生活支援

自立支援と社会参加の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、個々の状態に応じた適切な生活支援を提供する体制の整備が必要です。望む暮らしを実現できるよう自己決定を尊重する意思決定支援を行うとともに、相談支援体制の充実と障がい福祉サービスの量の確保と質の向上に努め、障がいのある人の地域生活の実現とその家族を支援します。

3 生活環境

人にやさしいまちづくりの推進

地域社会で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の充実と社会参加のために、適切な住環境の確保、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化など、様々な社会的障壁の除去に努めます。また、交通事故を含めた事故防止の啓発と防災、防犯対策を推進していきます。

4 教育と育成

障がいのある子どもの保育と教育の充実

障がいのある子どもが、地域で学び、育つために、一人ひとりの特性やニーズに応じた教育の体制整備をさらに進めます。乳幼児健診、5歳児発達相談等での早期の気づき、対応のための相談体制の充実を図り、各関係機関等が連携し一貫した支援を行うことで、障がいの状況と特性に応じた学習の機会を提供するとともに、医療的ケアを必要とする障がいのある子が、地域において包括的に支援を受けられるよう関係機関の連携を促進します。

雇用と就業

働く場の確保のために

障がいのある人が地域でいきいきと自らの力を生かして働くことは、経済的自立のため だけでなく、生きがいのある生活を送るために重要なことです。その能力と適性に応じた 働く場や日中活動の場の拡大とともに、障がいのある人の雇用促進について関係機関と 連携して総合的に推進していきます。

6 保健と医療

障がいの早期発見・早期対応と健康づくり

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう地域 での支援体制整備を促進します。また、障がいのある人が身近な地域で必要な医療を受け ることができるよう医療機関、保健所や関係機関との連携を図ります。

情報・コミュニケーション 地域で自立して生活していくために

近年では、情報通信機器・システムの研究開発が進み、障がいのある人の利用に配慮さ れた情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進によって情報の使いやすさ (アクセシビリティ)の一層の向上が期待されます。障がいのある人が地域で生活するた めに必要な情報を入手できるように、情報提供の充実を図るとともに、障がい特性に応じ た情報提供の支援体制の整備に努めます。



MSG アートクラブ作品

第2章 施策の展開

第1節 啓発と広報 相互理解・交流の推進と共に支えあう地域の確立

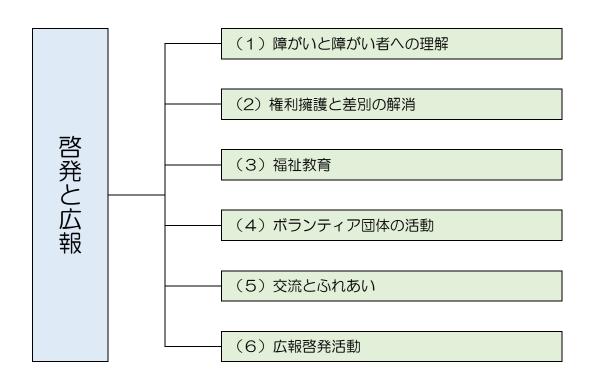
1 現状と課題

障がいのある人がその人らしく地域で安心・安全に暮らせるためには、障がいの有無にかかわらず、全ての地域住民がお互いを尊重し合い、助け合い、差別のない共生社会を実現することが大切です。そのためには、「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であると考える「障がいの社会モデル」が広く周知されることが必要です。

アンケート結果によると、障がいのために、不愉快な思いをしたことについて「ある」と回答した人が 21.0%でした。また、地域における障がい者への理解については、全体では「ある程度進んでいるがまだ不十分である」が 31.3%で最も多く、「進んでいる」は 6.8%にとどまります。

さらに、障がい者への理解を進めるために必要なことについて、「学校などでの福祉教育を充実する」が41.1%、「障がいのある人が社会に進出する」が31.3%、「企業が福祉活動に携わる」が29.8%、「障がいのある人とない人が共に参加する行事を行う」が25.4%の順となっており、障がいのある人とない人が、社会のあらゆる場面で関わりを持つことが理解促進のために必要だと考えられています。

ボランティア活動に限らず、あらゆる機会で障がいのある人とない人がふれあい、関わり合うことが、相互理解につながり、障がいのある人が能力を発揮し、自立し、共に支えあう地域を築くための礎となることが期待されます。



2 施策の基本的方向

(1) 障がいと障がい者への理解

幅広い層の地域住民が地域福祉活動に参加する機会の増大について、今後も継続して進めます。地域や企業、保育園・学校等のあらゆる機会において、障がいと障がいのある人への理解促進・啓発に資する研修を実施していきます。

【具体的施策】

- ① 障がいと障がいのある人への理解をするための機会を継続します
- ② ピアサポーターの活動を推進し、障がい特性を理解するための研修を地域や企業、 学校等で実施します

(2)権利擁護と差別の解消

南魚沼市では、市長申立てによる成年後見制度の利用を促進します。南魚沼市社会福祉協議会では「法人後見事業」の実施により、判断能力の不十分な人の財産等を法的に保護する仕組みを整備しています。また、南魚沼市社会福祉協議会では、「日常生活自立支援事業」により、認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、日常生活を営むために必要なサービスの情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人へ福祉サービスの利用援助等を行っています。

障がいのある人に対する差別解消では、市職員に対して「南魚沼市における障がいを 理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」のさらなる周知を行い、障がい者 差別解消への取組を強化していきます。

【具体的施策】

- ①「成年後見制度利用支援事業」や、南魚沼市社会福祉協議会の行う「法人後見事業」、 「日常生活自立支援事業」等の権利擁護事業の普及促進を図ります
- ② 成年後見制度の利用にあたって、親族による申立てができない場合に、市長による申立て手続きとその費用の補助を継続します
- ③ 障がい者差別に関する相談窓口を継続します

(3)福祉教育

子どもたちが触れ合いを通じ、福祉を学ぶ機会の創出に努めます。

【具体的施策】

① 小学校や中学校における福祉教育を推進し、福祉教育の一環としてボランティア体験や道徳教育等の活動を進めます

(4) ボランティア団体の活動

ボランティア活動には、見守り・訪問活動、地域の人等との交流の場づくり、社会参加支援(車イス等の移動の補助等)、点訳・朗読・手話等様々なものがあります。

ボランティアとして活動できる実践の場の拡大と確保に努め、地域住民がボランティアに参加しやすい環境をさらに整備して、より積極的な参加を支援します。

【具体的施策】

- ① 南魚沼市社会福祉協議会や南魚沼市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動を推進します
- ② 地域住民がボランティアへの参加の機会ときっかけを増やすため、南魚沼市社会福祉協議会等による視察研修やボランティア交流会の充実を図ります
- ③ 「社協だより」による、ボランティア活動の情報を発信します

(5)交流とふれあい

あらゆる感染症の拡大防止に努めながら、障がいのある人もない人も参加できる地域住民との交流・ふれあいの場を提供していきます。

【具体的施策】

① 障がいのある人とない人の交流を推進します

(6) 広報啓発活動

市報・ウェブサイト及び社協だよりの活用等、障がい福祉に関する情報の提供・啓発活動を進めます。特に、障がい等に関する情報の入手源として「市の広報紙」の利用度合いが高いことから、必要な紙面を確保しながら情報の提供に努めます。

【具体的施策】

- ① 各種行事ポスターの掲示やチラシを窓口に配置することにより、広報啓発を推進し ます
- ② 「障がい者週間」等、障がい者理解を深める各種行事の広報啓発活動を推進します
- ③ 市報・ウェブサイトによる情報発信をさらに充実します

≪主な指標≫

主な指標	令和4年 現状値	令和 11 年 目標値	担当課等
① 理解促進研修・啓発事業の年間 実施回数	3回	増加	福祉課
② ピアサポート講座の開催	年1講座	事業継続	相談支援センター みなみうおぬま
③ 成年後見制度利用支援事業※	市長申立て 0件 報酬付与 4件	事業継続	福祉課
④ 小中学生福祉体験学習参加者 数の維持	全17校 123人	全17校 100人	南魚沼市 社会福祉協議会
⑤ 福祉・保健分野でボランティアセン ターに登録している団体数	104 団体	115 団体	南魚沼市 社会福祉協議会
⑥ 障がい者いきいきサロンの開催数	年7回実施	年8回実施	南魚沼市 社会福祉協議会
⑦ 社協だよりの発行	年7回	年7回	南魚沼市 社会福祉協議会
⑧ 市報への年間記事掲載数	年 28 件	毎号に掲載	福祉課
 社会福祉協議会ウェブサイトやフェイスブックの充実(新設) 	フェイスブック 投稿数 225 回	現状維持	南魚沼市 社会福祉協議会

※印は、障がい福祉計画で管理している指標です。



MSG アートクラブ作品

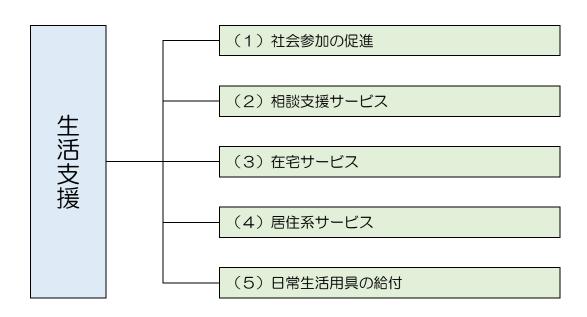
第2節 生活支援 自立支援と社会参加の推進

1 現状と課題

障がいのある人が必要なときに必要な場所で、適切なサービスや支援を受けられるよう 提供体制の整備を進めることは、障がいの有無にかかわらず、地域住民が相互に人格と個 性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するための基礎となり ます。

地域資源を最大限に活用し、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むとともに、高齢化する介助者の負担軽減にも資するよう障がい福祉サービス等の充実とともに、利用の促進を図ります。

なお、詳細については、第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に記載します。



2 施策の基本的方向

(1) 社会参加の促進

障がいのある人にとって、文化、スポーツ、レクリエーション活動は、社会参加を通 じた生きがいの創出や仲間作りにつながる有意義かつ価値ある機会です。

関連施策とも連携しながら、各種行事や福祉施設の活動等において、障がいのある人とない人との交流を図るとともに、障がいのある人自身も積極的に社会参加ができるよう努めていきます。

【具体的施策】

- ① サロン等の交流する場を継続し、障がいのある人とない人が交流する機会を増やしていきます
- ② 通所交通費助成や障がい者タクシー利用券等による、一人で移動が困難な人の社会 参加促進の支援を行います
- ③ 障がい者団体の交流促進・会員増加を支援します
- ④ 各種スポーツ大会や福祉大会等の参加及び団体行事等の支援を継続します
- ⑤ 障がいのある人の自動車免許取得費の助成や、自動車改造費助成の事業を継続します
- ⑥ 生涯学習、文化活動、スポーツ活動等の支援を継続します

(2)相談支援サービス

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援 事業の体制整備を図ります。

また、相談内容の複雑化・困難化しているケースも増加していることから、特定相談 支援事業所のスキルアップを図るとともに、地域での研修の機会を設けます。

【具体的施策】

- ① 特定相談支援事業所連絡調整会議を継続して開催します
- ② 事例検討会の開催などスキルアップのための研修を計画的に実施します

(3) 在宅サービス

居宅介護(ホームヘルプサービス)、短期入所(ショートステイ)等の在宅サービス の充実を図り、障がいのある人の地域生活に応えられる体制をさらに整備します。(詳細は、第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に記載)

【具体的施策】

- ① 訪問系サービスや日中活動系サービスの体制整備を進めます
- ② 重症心身障がい者の日中活動の場を検討します
- ③ 一人暮らしの生活を支援するための体制を構築します
- ④ 市立総合支援学校の卒業生を受け入れるため、必要なニーズに合わせ日中活動系及 び居住系等のサービス体制を整備します

(4) 居住系サービス

入所施設から地域での一人暮らしを希望する障がいのある人のニーズを把握し、グループホームの整備を図るとともに、生活を支援するための体制構築に努めます。 (詳細は、第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に記載)

【具体的施策】

① 障がいのある人が地域で自立して生活していくために、グループホーム等サービス 基盤の整備を推進します

(5) 日常生活用具の給付

医療の進歩や用具の改良が進む中、障がい者のニーズも変化することを想定し、適正な見直しを行いながらニーズを反映した給付に努めます。

(詳細は、第7期南魚沼市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に記載)

【具体的施策】

① 障がいのある人の日常生活用具のニーズを把握し、必要とする日常生活用具の給付を行います

≪主な指標≫

主な指標	令和4年 現状値	令和 11 年 目標値	担当課等
① 障がい者いきいきサロンの開催数 【再掲】	年7回実施	年8回実施	南魚沼市 社会福祉協議会
② 特定相談支援事業所の指定箇 所数	4 箇所	5 箇所	福祉課
③ 相談支援実績	障がい者 1,008 件 障がい児 53 件	事業継続	相談支援センター みなみうおぬま
④ 生活困窮者自立相談支援事業 (新設)	新規相談 79 件 プラン作成 20 件	事業継続	南魚沼市 社会福祉協議会
児童相談窓口の相談件数 ⑤ (新設)	190 件	230 件	こども家庭 サポートセンター
⑥ 相談支援事業所連絡調整会議の開催(新設)	12 回	継続	福祉課
⑦ 自動車運転免許取得費助成	2 件	事業継続	福祉課
8 スポーツパラダイス事業の障がい者 水泳教室の参加者数	延 240 人	延 310 人	生涯スポーツ課
市民が企画運営する生涯学習・ ⑨ 社会教育参加者数の増加(「手 話」講座)	19人	25 人	社会教育課

第3節 生活環境 人にやさしいまちづくりの推進

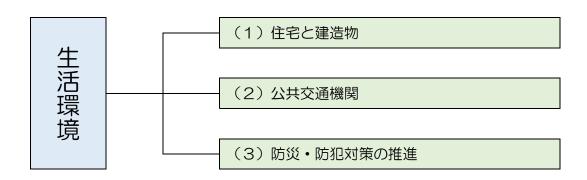
1 現状と課題

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で直面する様々な社会的障壁の除去を 進め、障がいのある人が安心して快適に暮らせる住環境を整備することが求められます。

アンケート結果によると、住居の種類については、「本人または家族の持ち家」が81.6%と約8割を占め、今後の暮らしかたの希望については、「今までと同じように暮らしたい」が73.3%と約7割です。今後、障がいの状態の変化や加齢などにより、「今までと同じ暮らし」を継続するためには、その変化に応じた住環境の確保が必要となります。

また近年、自然災害が多発する中、災害が起きたときに不安なことについては、「避難が長期間になった場合、避難所での生活に不安がある」(44.9%)、「定期的に通院・治療を受けているので医療体制が心配」(32.8%)、「一人で避難できない」(28.9%)が上位に挙げられています。

障がいのある人等すべての人にとって安全・安心な生活が継続できるよう、住宅、公共施設等、生活空間のバリアフリー化の推進に努めるとともに、防災、防犯対策も推進していきます。



2 施策の基本的方向

(1) 住宅と建造物

障がいの種別、程度や介助者の状況に応じて、日常生活に適した広さや設備のある住宅の確保が必要です。既存住宅の場合、障がいのある人の生活や介助者に配慮した、住みやすい住宅へと改造していく必要もあります。

また、人にやさしいまちづくりを進め、公共施設等あらゆる生活空間のバリアフリー 化が重要です。

【具体的施策】

- ① 障がいのある人の住む住宅の改造を支援します
- ② 歩道設置など交通安全施設を計画的に整備します
- ③ 公共施設における、トイレ等のバリアフリー化を推進します

(2)公共交通機関

公共交通機関は、障がいのある人の交通手段として重要な役割を担っています。障がいのある人が利用しやすいように公共交通機関に情報提供を行うなど連携に努めます。

【具体的施策】

- ① 障がいのある人が市民バスを利用しやすいように、減額制度等の周知を図ります
- ② 公共交通機関を運営する関係機関に情報提供を行い、啓発活動に努めます

(3) 防災・防犯対策の推進

南魚沼市では、災害発生時に支援が必要となる障がいのある人や高齢者等に対して 行政区、自主防災組織、民生委員児童委員等の協力のもと、「避難行動要支援者名簿」 を整備しています。今後も、関係機関と情報を共有するなど災害時の支援体制のさらな る充実を図り、有事の際に備えます。

また近年、南魚沼市の交通事故発生件数が増加に転じ、中でも高齢者の事故の比率 が高くなっています。交通事故防止に資する適正な安全教育が必要であり、市内の小・ 中学校と総合支援学校及び福祉事業所、老人クラブ等で交通安全教室を開催していき ます。

また、聴覚や言語に障がいがあるために 119 番通報が困難な人に向け、NET119 を活用し緊急時の支援体制を推進します。

【具体的施策】

- ① 「避難行動要支援者名簿」を整備し、災害時の支援体制を確立します
- ② 福祉避難所の確保に努めます
- ③ 小・中学校及び総合支援学校の交通安全教室を開催します

≪主な指標≫

主な指標	令和4年 現状値	令和 11 年 目標値	担当課等
① 南魚沼市高齢者・障がい者向け 住宅整備費補助事業	7件 (障がい者2件、 高齢者5件)	5件 (障がい者1件、 高齢者4件)	福祉課
② 都市計画道路整備率(舗装率)	57.2%	61.1%	都市計画課
③ 小中学校における多目的トイレ ③ (注1) 設置率の増加(新設)	76.2%	100.0%	学校教育課
④ 市民バス障がい者等割引人数の 人口比率	21.6%	19.1%	都市計画課
⑤ 福祉避難所の指定	3 箇所	8 箇所	総務課
交通安全教室の開催状況 ⑥ (新設)	老人クラブ・ 福祉事業所向け 8回	老人クラブ・ 福祉事業所向け 15 回	環境交通課
⑦ NET119緊急通報システムの普及 (注2) (新設)	登録件数 6 件	受付継続	南魚沼市 消防本部
防災ラジオの所有世帯の増加 (高齢者や障がい者等がいる世 帯への割引有償配布台数) (新設)	年間 153 台 (延べ 1,175 台)	年間 100 台 (延べ 1,800 台)	総務課
9 防災情報メール登録者数の増加 (新設)	10.6% 5,645 人	30.0% 13,149 人	総務課

⁽注1) 多目的トイレとは車イス使用者や高齢者、子ども連れ、介助を必要とする人など、様々な事情を抱えた人の利便性を考慮したトイレのこと。

⁽注2) NET119 は聴覚や発話等の障がいにより、音声での緊急通報が困難な方を対象としたスマートフォンや携帯電話を使って消防へ緊急通報できるサービスです。

第4節 教育と育成 障がいのある子どもの保育と教育の充実

1 現状と課題

障がいの有無によって分け隔てられることなく、可能な限り共に保育や教育を受けることのできる仕組みをさらに整備するとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進する必要があります。また、高等教育を含む学校教育における障がいのある幼児、児童、生徒及び学生に対する支援を推進するため、適切な支援を行うことができる環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実が求められます。

さらに、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが、地域において包括的に支援を 受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携を促進する必要があります。

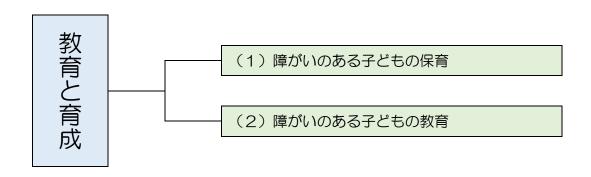
南魚沼市では、すべての保育園・幼稚園・子ども園で保育のUD(ユニバーサルデザイン)支援事業^{※1}を展開し、専門スタッフによる巡回訪問相談の実施により、幼保小の連携による切れ目のない支援を実施しています。今後も、障がいのある子ども一人ひとり個性を大事にした支援を継続して実施します。

また、南魚沼市総合支援学校では、「まち全体をキャンパスに!」をスローガンに、地域住民と一緒になってダイナミックな教育活動を展開しています。

今後も、障がいのある子ども一人ひとりのよりよい成長を促すよう、特性や障がいに応じた保育・教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学べる「包容する教育制度(インクルーシブ教育システム)」を推進します。

*1UD(ユニバーサルデザイン)支援事業

発達が気になる幼児・児童生徒及び保護者を支援するため、教育、医療、保健、福祉、子育ての支援機関がチームを組み、市内の保育園、幼稚園、こども園及び小中学校を訪問し、保育士及び教師に専門性を生かしたコンサルテーションを行い、早期支援、早期療育及び就学先での継続支援を図る事業。



2 施策の基本的方向

(1) 障がいのある子どもの保育

療育については、障がいのある子どもが障がいのない子どもと同様に一般児童施設を 利用できるよう取り組んでいます。

障がいのある子どもの保育では、受け入れを促進するため、保育士の研修の充実を図り、保育園に保育士等を加配する施策を実施しています。また専門職員が保育園を訪問し、子どもの発達を確認し、保育園と連携しています。一人ひとりの発達と個性に合わせた細やかな援助が行える環境整備をさらに進め、受け入れ体制の質の向上に努めます。

【具体的施策】

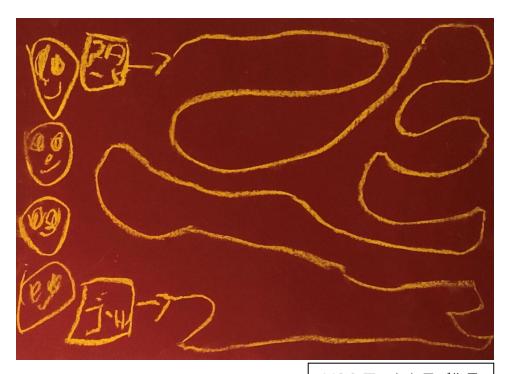
- ① 障がいのある子どもの子育てに関する相談体制を充実します
- ② 保育士の専門研修への参加と、園全体での園内研修を充実します

(2) 障がいのある子どもの教育

障がいのある子どもの就学にあたっては、本人・保護者に対する十分な情報提供や相談のもとで、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意がなされた上で適切な「学びの場」が提供できるよう努めます。

【具体的施策】

- ① 保育士と教師に具体的な支援を行うための研修会を実施します
- ② 子どもの適切な「学びの場」が提供できるよう努めます



MSG アートクラブ作品

≪主な指標≫

主な指標	令和4年 現状値	令和 11 年 目標値	担当課等
① 加配保育士配置可能保育園数	25 園/26 園中	24 園/25 園中	子育て支援課
② 医療的ケア児の受入保育園数 (新設)	1 園	2 園	子育て支援課
③ 特別支援教育基礎研修等の研 修会の実施状況	594 人	700人	学校教育課
医療的ケア児受け入れ小・中学 校数 (新設)	2 校	入学が決定した時に、 施設の整備、学校看 護師の確保を行い、受 入れます	学校教育課
⑤ 小中学校における多目的トイレ設 置率の増加【再掲】	76.2%	100.0%	学校教育課
⑥ 遊びの教室参加者数 (新設)	年少 2 組 未満児 11 組	年長 12 人 年中 6 組 年少 4 組 未満児 12 組	子育て支援課
療育対応研修参加園数 (新設)	18 園	19 園	子育て支援課
⑧ 加配保育園等訪問数(新設)	26 回	30 回	子育T支援課 学校教育課
⑨ 難聴児親子交流会(新設)	1 🛭	継続	保健課
5 歳児発達相談実施率 (新設)	98.7%	95%以上維持	保健課

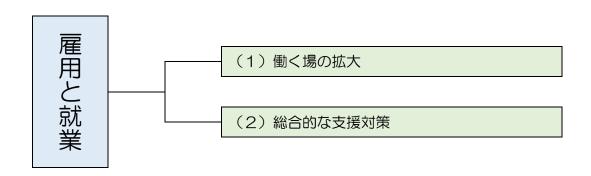
第5節 雇用と就業 働く場の確保のために

1 現状と課題

障がいのある人が地域でより質の高い自立した生活を営むためには就労が重要です。 障がいのある人が働く意欲と適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多 様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な人に対しては福祉サービス事業 所において工賃の水準の向上を図るなどの総合的な支援が必要です。

アンケート結果によると、収入を得る仕事への就労希望については、「仕事をしたい」が 27.9%と約3割であり、また、障がい者の就労支援に必要だと思うことについては、「企業に障がい者への理解があること」(45.1%)、「職場の上司や同僚に障がい者への理解があること」(42.6%)、「通勤手段の確保」(34.5%)が上位に挙げられています。

今後も、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せのもと、障がいの ある人が賃金・工賃等収入、年金や諸手当の受給、経済的負担の軽減等によって経済的自 立が実現できるよう支援します。



2 施策の基本的方向

(1) 働く場の拡大

南魚沼市では、障がいのある人を雇用し、市役所内の作業に従事する場として、令和5年4月に「南魚沼市障がい者ワークステーション」を開設しました。障がいのある人の働く場を提供するとともに、市の法定雇用率の達成と市役所業務の効率化を図っていきます。

引き続き、関係機関や自立支援協議会を通じて障がいのある人の就労ニーズの把握に努め、サービス提供事業所と協議・連携しながら、障がいのある人がその能力を十分に発揮し、地域で自立した生活ができるよう環境を整備します。

【具体的施策】

- ① 障がい者雇用促進制度と障がい福祉サービスとの総合的な連携を進めて、障がいのある人の就労を支援します
- ② 「就労移行支援事業・就労定着支援事業・就労継続支援事業」の事業所の確保と利用促進に努めます
- ③ 障がい者ワークステーションを設置し、働く場の確保に努めます

(2)総合的な支援対策

就労継続支援等の日中活動系サービスを充実し、継続してサービス利用ができるように支援します。(詳細は、第7期南魚沼市障がい福祉計画に記載)

また、福祉優先調達目標を掲げ、福祉施設への優先的な発注や役務の提供について、少しでも多く障がい者就労施設等から調達できるように関係課と協力しながら取組みます。

今後も、県や関係機関との連携を強化しながら、一人ひとりの障がい特性に応じた支援を行えるよう、障がい者雇用の促進と就労支援に関する施策を展開していきます。

【具体的施策】

- ① 施設通所交通費助成を継続します
- ② 福祉優先調達目標を達成するため、関係課と協力しながら取組みます

≪主な指標≫

主な指標	令和4年 現状値	令和 11 年 目標値	担当課等
① 就労継続支援事業所の数	5 箇所	6 箇所	福祉課
② 就労定着支援事業所の数	2 箇所	3 箇所	福祉課
③ 南魚沼市障がい者ワークステーション職員数(新設)	(令和 5 年度 4 人)	延べ 35 人	総務課
④ 福祉優先調達額	8,334,199 円	増加	福祉課
⑤ 通所交通費助成	81 人	事業継続	福祉課
企業に対する障がいや障がい者 理解促進研修実施	企業向け0回 (研修会は3回実施)	3回	福祉課

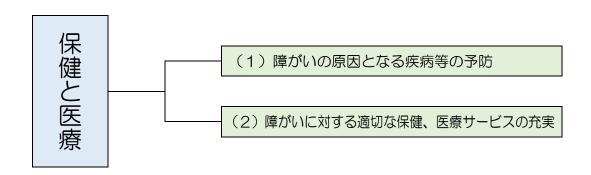
第6節 保健と医療 障がいの早期発見、早期対応と健康づくり

1 現状と課題

南魚沼市では、赤ちゃんから高齢者までライフステージを通じた疾病の予防や早期発見・早期対応のための健康診査の充実や受診率の向上、健康教育・相談の充実に取り組んでいます。

アンケート結果によると、障がいに起因する治療状況については、「病院に通院している」が65.0%で、治療を受けている医療機関については、「魚沼基幹病院」(33.3%)、「南魚沼市民病院、ゆきぐに大和病院」(33.1%)、「魚沼基幹病院及び南魚沼市民病院、ゆきぐに大和病院以外の市内の医療機関など」(21.3%)となっています。また、医療について困っていることとして、「通院が不便である(移動手段が不自由)」(19.7%)、「医療費の負担が大きい」(13.7%)、「市内に適当な病院がない」(8.5%)などが挙げられています。

今後も疾病の早期発見、早期治療のための健康診査や相談体制の充実に向けて取り組んでいくとともに、障がいのある人が身近な地域で必要な医療を受けることができるよう 医療機関、保健所や関係機関との連携を図ります。



2 施策の基本的方向

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防

疾病を原因とする障がいの多くは、疾病の早期発見・治療によって障がいの予防や軽減につながる場合があります。健康診査は、疾病の危険(リスク)の早期発見による疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会として重要であり、必要に応じて保健指導に結び付ける機会でもあります。

【具体的施策】

- ① 乳幼児健診の受診を促進し、発育・発達の遅れ、疾病や障がいの早期発見に努めます
- ② 発見された発育・発達の遅れに対し、訪問指導、保健所療育相談、専門医療機関の紹介等を行います
- ③ 住民健診の内容や保健指導を充実させるとともに、医療機関、専門医等との連携体制を整え、疾病の早期発見、生活習慣の見直しにつなげます
- ④ うつ病の理解と対応について予防の講演会等を開催します

(2) 障がいに対する適切な保健、医療サービスの充実

障がいのある人のための医療の充実は、障がいの軽減を図り、障がいのある人の自立 を促進するために不可欠です。「障害者総合支援法」に基づき、身体障がいを軽減又は 除去するための医療 (更生医療及び育成医療) 及び精神疾患に対する継続的な治療 (精 神通院医療) を自立支援医療と位置づけ、その医療費の自己負担の一部又は全部を公 費負担しています。

【具体的施策】

- ① 育児の不安を軽減する相談支援体制を充実します
- ② 発見された発育・発達の遅れに対し、訪問指導、療育相談、専門機関の紹介を行います
- ③ 精神障がい者への相談体制や日中活動を充実します
- ④ 重度心身障がい者医療費助成を継続します
- ⑤ 障害者総合支援法に基づく医療費助成を継続します
- ⑥ 歯科疾患予防と早期受診を推進します

≪主な指標≫

主な指標	令和4年 現状値	令和 11 年 目標値	担当課等
① 乳幼児健診の受診率	・4 か月児健診 98.9% ・10 か月児健診 96.8% ・1 歳 6 か月児健診 98.7% ・3 歳児健診 100%	95%以上の維持	保健課
特定健診・特定保健指導受診率 の向上	特定健診受診率 47.3% 特定保健指導実施率 59.8%	特定健診受診率 60% 特定保健指導実施率 60%	保健課
治療が必要な人が歯科受診をす 3 る割合	総合支援学校高等部 平均 85.7%	87%以上維持	保健課
④ 地活 I 型利用者への健康相談	契約者数 66名 延べ利用人数 1,879人	事業継続	相談支援センター みなみうおぬま
⑤ 小の健康に関する市民向け講演 会や健康教育等の開催	14 回	15 回以上/年	保健課



MSG アートクラブ作品

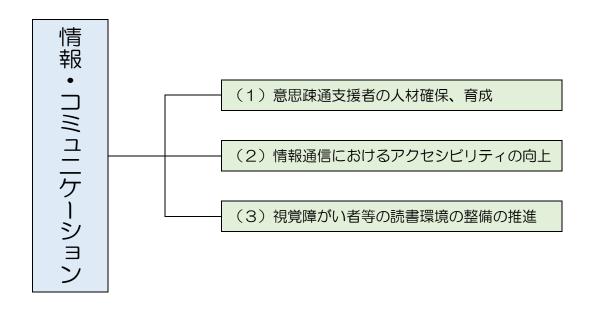
第7節 情報・コミュニケーション 地域で自立して生活していくために

1 現状と課題

当市では、障がいのある人が読みやすい大きな活字の図書等多様な資料の充実に努めています。令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、当市でも令和5年度より第2次南魚沼市子ども読書活動推進計画が策定されています。障がいのある人自身が必要な情報へ円滑にアクセスすることができるよう配慮された情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障がい者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報の使いやすさ(アクセシビリティ)を向上することが一層求められています。

アンケート結果によれば、障がい等に関する情報の入手源について、「市の広報紙」 (38.5%)、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(22.7%)、「家族や親せき、友人・知人」(20.8%)が上位に挙げられ、「パソコン、スマートフォンなど」は 17.7%となっており、広報紙による情報発信が引き続き重要です。

また、ウェブサイト及び読書環境のアクセシビリティ向上に努め、障がいのある人への 情報提供の充実を図るとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーショ ンを行うことができる支援体制の整備を図っていきます。



2 施策の基本的方向

(1) 意思疎通支援者の人材確保、育成

南魚沼市では、手話奉仕員の人材育成をはじめ、地域で障がいのある人が必要とするコミュニケーション方法の支援体制整備が重要です。

【具体的施策】

① 手話奉仕員等意思疎通支援者の人材確保、育成を行い、派遣体制の整備に努めます

(2)情報通信におけるアクセシビリティの向上

南魚沼市のウェブサイトについては、アクセシビリティに配慮し、内容の充実と高齢者や障がいのある人が利用にあたって不自由さを感じることのない、ユニバーサルデザインに対応したページを作成しています。

ウェブアクセシビリティに関するウェブコンテンツの等級A(障がいの有無や年齢等にかかわらず、閲覧されるすべての人が利用できる等級)に準拠及び等級AA、等級AAに一部準拠を目指す必要があります。

【具体的施策】

① 市のウェブサイトについて、障がいのある人が利用にあたって不自由さを感じることのない、アクセシビリティに対応したページを作成します

(3) 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進

(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」 という。) 第8条に基づく市読書バリアフリー計画)

読書バリアフリー法に基づき、視覚障がい等のある人が利用しやすい図書館サービスの充実を図りながら、誰もが気軽に図書館を利用できるよう、読書環境の整備を推進します。

【具体的施策】

- ① 障がいのある人が利用しやすい点字図書等のアクセシブルな書籍 ^(注 1) の収集・貸出を実施し、読書のバリアフリー化を推進します。
- ② 県立図書館等と連携し、サピエ図書館サービス (注2)、市図書宅配サービス等の周知を図り利用を促進します。
- ③ 電子書籍の活用に関する検討を行い、障がいのある人が利用しやすい形式で本の内容にアクセスできることを目指します。
- ④ 職員の資質向上のため、新潟県視覚障害者情報センター等の研修に参加します。
- (注1) 読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書、 録音図書、触る絵本、LL ブック、布の絵本等、視覚障がい者等が、その内容を容易に認識することができる書籍。
- (注2) 音声デイジー図書等が多く収められている「サピエ図書館」から、県立図書館が音声デイジー図書等のデータを CD-ROM にダウンロードして貸し出すサービス。これにより、様々な本や雑誌を音声で聞いたりして楽しむことができる。点字資料なども他の図書館や施設から取り寄せて貸し出すことができる。「デイジー図書」とは、視覚障がい等のある人ために開発されたデジタル録音図書で、専用の再生ソフトや再生機器で再生すると、読みたい章や見出しを選んで読むことができる。

≪主な指標≫

主な指標	令和4年 現状値	令和 11 年 目標値	担当課等
① 手話奉仕員養成講座修了者数	3名	 増加	福祉課
ウェブコンテンツの等級の向上 ウェブアクセシビリティに関するウェブ ② コンテンツの等級 A に準拠及び等 級 A A、等級 A A Aに一部準拠 することを目標とする	等級A 等級AA(一部)	等級AA	秘書広報課
ウェブアクセシビリティによる、HTML ③ ページの用意、読み上げソフト対 応の充実	有(一部)	有	秘書広報課
アクセシブルな書籍の整備 ④ (新設)	大活字本・点字図書・ 点字雑誌・LL ブック 887 冊 CD・DVD 1,072 冊	大活字本・点字図書・ 点字雑誌・LL ブック 1,080 冊 CD・DVD 1,270 冊	図書センター
⑤ 電子図書館の整備(新設)	無	電子図書館の整備	図書センター

第 3

第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

第3編 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

第1章 計画の概要

第1節 基本理念

本計画は、国の基本指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号、令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号)に則り、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の円滑な実施と提供体制を確保するために、種類ごとの必要な見込量やその確保のための方策を定める実施計画となります。

基本理念は、第4期南魚沼市障がい者計画の基本理念である「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」を共有し、国の第7期障害福祉計画の基本理念と整合性を図り、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定を支援することにより、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスを実施し、障がいのある人もない人も社会の対等な構成員として地域共生社会の実現を目指していきます。

また、障がいのある人の地域生活を支援するサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、必要とされる障がい福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第6項の規定により、障がい福祉計画と一体的に作成します。

本計画におけるサービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方については、国の基本 指針等と整合性を図り、次のとおりとします。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向け、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現に資する障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制を整備します。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

最も身近な基礎自治体である南魚沼市が実施主体となり、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等を含めた障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実に努めます。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供の体制を整えるとともに、 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等 の継続や社会福祉法人等によるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し基盤 整備を進めます。

また、精神に障がいがある人にも対応した地域包括ケアの構築を進め、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現を目指します。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・ 生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民による 主体的な地域づくりと制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、 地域福祉計画との連携を図り、包括的な支援体制を構築します。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮し、健やかな成長を支援するため、障がいのある子どもとその家族に対し、障がいの疑いがある段階から適切な支援が受けられるよう、子どものライフステージに沿って、関係機関が協働し支援する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

6 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的にサービスを提供し、様々な事業を実施していくため、専門性を高める研修や多職種の連携を強化し、業務の効率化及び業務負担の軽減への取組を通じた人材の確保と定着を図ります。

7 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえながら、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえた支援を実施し、社会参加の促進に取り組んでいきます。

また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、関係部署と連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援を行います。

第2節 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

1 訪問系サービスの保障

訪問系サービス(居宅介護等)の充実を図り、必要な訪問系サービスを確保します。

2 日中活動系サービスの保障

障がいのある人が希望する日中活動の場(生活介護、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等のサービス提供の場)を確保します。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図るとともに、地域移行・定着 支援、自立訓練事業等の推進により、地域生活への移行を進めます。

また、地域生活支援拠点等の機能充実を図り、地域の支援ニーズの把握、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築します。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業、就労継続支援事業及び就労定着支援事業の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、障がい福祉 サービス等において適切な支援ができるよう、地域における課題の整理を行い、地域の関 係機関との連携を図り、専門機関からの助言指導等を受け、支援体制について整備を検討 します。

6 依存症対策の推進

依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関・医療機関の周知、当事者団体を活用した回復支援など、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援体制の整備に努めます。

第3節 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

1 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人からの相談に応じる体制の整備、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援を行い、相談支援事業所の充実を図ります。

また、基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実と強化を進めます。

2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことで、地域生活への移行支援に係るニーズが顕在化することを想定し、地域で生活している障がいのある人等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援と地域定着支援に係るサービスの提供体制の確保と充実を図ります。

3 発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人やその家族等が、必要な支援が受けられるよう、相談支援体制等の 充実を図ります。

また、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等といった支援体制の構築に努めます。

4 協議会の活性化

南魚沼市では、平成 18 年 12 月に、関係団体、障がい者等及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される、南魚沼市自立支援協議会を設置しました。障がいのある人もない人も共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有するとともに、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の課題解決に向け協議を行います。

第4節 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

1 地域支援体制の構築

障がい児通所支援、障がい児入所施設等における障がいのある子ども及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、支援体制の整備を図ります。

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

保育園や認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援施策や教育委員会等の関連施策との連携により障がい児通所支援の体制を整備するとともに、障がいのある子どもの健全な育成のため、保健施策や医療施策との緊密な連携を図るとともに、こども家庭サポートセンター、子育て支援課と連携した支援体制の構築に努めます。

また、就学時及び卒業時においては、教育委員会と障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を行い、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

3 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育園等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築に努めます。

4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある子ども、 虐待を受けた障がいのある子ども等、特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支 援にあたっては、その支援ニーズを把握し、関係者の連携を図り、心身の状況に応じた支 援体制を整備します。

5 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がいのある子ども本人や家族に対する継続的な相談支援を行い、適切な支援を行う上で関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、提供体制の構築に努めます。

第5節 支援の円滑な実施を確保するために必要な事項等

1 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援

障がいのある人の自立及び社会参加にとって、虐待を防止することは極めて重要です。 学校、保育施設、福祉施設、事業所、医療機関等における、虐待防止の取組を推進するため、関係機関との連携を図るとともに、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直しを行う等、虐待防止のための支援と環境整備を行い、障がいのある人の虐待防止対策を講じていくとともに、養護者に対する支援等を促進します。

2 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

意思決定支援の質の向上を図るため、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する、意思決定支援の普及に努めます。

また、成年後見制度の利用促進に関する施策の実行にあたっては、南魚沼市地域福祉計画との整合性を保ちながら行います。



MSG アートクラブ作品

第6節 総合的なサービスの全体像

県の支援を一部受けながら、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」、「児童福祉法によるサ ービス」を総合的に展開していきます。

障害者総合支援法によるサービス

自立支援給付

障がい者・障がい児

【介護給付】

- 〇居宅介護 (ホームヘルプ)
- 〇重度訪問介護
- 〇同行援護
- 〇行動援護
- ○重度障がい者等包括支援
- 〇短期入所 (ショートステイ)
- 〇療養介護
- 〇生活介護
- 〇施設入所支援

【地域相談支援給付】

- 〇地域移行支援
- 〇地域定着支援

【計画相談支援給付】

- 〇サービス利用支援
- 〇継続サービス利用支援

【訓練等給付】

- ○自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 〇宿泊型自立訓練
- 〇就労選択支援(令和7年予定)
- 〇就労移行支援
- 〇就労継続支援(A型・B型)
- 〇就労定着支援
- 〇自立生活援助
- 〇共同生活援助(グループホーム)

【自立支援医療】

- 〇更生医療
- 〇育成医療
- 〇精神通院医療(実施主体は県)

補装具

地域生活支援事業

- 〇理解促進研修・啓発 〇自発的活動支援 〇相談支援 〇成年後見制度利用支援
- 〇成年後見制度法人後見支援 〇意思疎通支援 〇日常生活用具の給付
- 〇日中一時支援 〇移動支援 〇地域活動支援センター機能強化

県による支援

○専門性の高い相談支援 〇広域的な対応が必要な事業 〇人材育成

児童福祉法によるサービス

【障がい児相談支援】

- 〇サービス利用支援
- 〇継続サービス利用支援

【障がい児入所支援】(県主体)

- ○福祉型障がい児入所支援
- 〇医療型障がい児入所支援

【障がい児通所支援】

等

- 〇児童発達支援
- ○放課後等デイサービス
- 〇保育所等訪問支援
- 〇居宅訪問型児童発達支援

障がい児

第2章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標

第1節 障がい福祉サービス等の成果目標

国の基本指針等に即して、令和8年度末における成果目標について直近の状況等を踏まえて次のとおり設定します。

さらに、相談支援体制の充実・強化等、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関し、新たに成果目標を設定するとともに、関係機関等と連携しながら整備を行っていきます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、基準となる時点を令和4年度末時点とし、これまでの実績、障がいのある人の高齢化・重度化の状況等、地域の実情を踏まえて、令和8年度末における成果目標を次のとおり設定しています。南魚沼市においても、この基本指針に準じて目標を設定し取組みます。

◆国の基本指針に定める目標値

- 1. 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- 2. 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

項目	数值	備考
令和4年度末時点の入所者数(A)	93人	南魚沼市で支給決定を受け、障がい者 施設に入所している人の数
目標年度入所者数(B)	90人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 ・入所者数削減見込(C = A — B) ・削減率(イ= C / A × 1 0 0)	3人 3.2%	入所者数に係る差引削減見込数
【目標値】 ・地域生活移行者数(D) ・地域移行率(ア=D/A×100)	1人 1.0%	施設入所からグループホーム等へ移行 する者の数

2 地域生活支援の充実

令和2年4月より地域生活支援拠点等の整備を行っています。関係機関と連携し、24時間365日の相談対応及び緊急時の受け入れ体制を構築し、地域生活支援拠点等の機能の継続を図ります。また、南魚沼市自立支援協議会全体会及び専門部会で年1回以上の運用状況の検証及び検討を行います。

強度行動障がいを有する方に関しては、各関連施設や事業所と連携し、支援ニーズを把握し専門機関からの助言指導等を受け、支援体制について整備を検討します。

①地域生活支援の充実

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備(複数市町村による 共同整備を含む。)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置 等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。

また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

項目	数値
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1箇所
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人
	令和6年度 1回
年1回以上の検証及び検討の実施	令和7年度 1回
	令和8年度 1回

②強度行動障がいを有する者への支援体制の充実

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	有無
目標年度末時点での支援体制の有無	有

3 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人のニーズ及び適性や能力に応じた就労ができるよう、事業者・ハローワーク等と協力し、情報の共有や提供に取組みます。

①福祉施設から一般就労への移行

◆国の基本指針に定める目標値

就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。以下については、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

・ 就労移行支援事業: 1.31 倍以上 さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就 労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とす る。

就労継続支援A型事業:概ね 1.29 倍以上就労継続支援B型事業:概ね 1.28 倍以上

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数合計(A)	6人	令和3年度において就労移行支援事業 等を通じて一般就労した者の合計数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	8人 1.33倍	令和8年度において就労移行支援事業 等を通じて一般就労する者の合計数
内訳(就労移行支援事業)		
令和3年度の一般就労移行者数(A)	3人	令和3年度において就労移行支援事業 を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	6人 2.0倍	令和8年度において就労移行支援事業 を通じて一般就労する者の数
令和4年度末の実績	2箇所	直近の年度末における就労移行支援事 業所の数

【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に 占める一般就労へ移行した者の割合が5割 以上の事業所の数(D) 目標値=D/C	2箇所 100%	令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数	
内訳(就労継続支援A型事業)			
令和3年度の一般就労移行者数(A)	0人	令和3年度において就労継続支援A型 事業を通じて一般就労した者の数	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	0人	令和8年度において就労継続支援A型 事業を通じて一般就労する者の数	
内訳(就労継続支援B型事業)			
令和3年度の一般就労移行者数(A)	3人	令和3年度において就労継続支援B型 事業を通じて一般就労した者の数	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	2人 0.67倍	令和8年度において就労継続支援B型 事業を通じて一般就労する者の数	

②就労定着支援事業の利用者数

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

項目	数值	備考
令和3年度利用者数(A)	13人	令和3年度における就労定着支援事 業の利用者の数
【目標値】 令和8年度の利用者数(B) 目標値=B/A	16人 123.0%	令和8年度における就労定着支援事 業の利用者の数

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を 全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義:

過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

項目	数值	備考
令和4年度の就労定着支援事業所の数 (A)	2箇所	直近の年度末における就労定着支援 事業所の数
【目標値】 目標年度の就労定着率7割以上の事業所の 数(B) 目標値=B/A	2箇所 100%	令和8年度において、就労定着支援事 業所のうち、就労定着率が7割以上の 事業所の数

4 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもとその家族に対し、関係機関が連携し、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する支援体制の構築を図ります。

①障がい児支援の提供体制

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- 児童発達支援センター: 少なくとも1か所以上(圏域での設置も可。または、同等の機能を有する体制を整備)
- 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス: 1か所以上(圏域でも可)

項目	数值	備考
目標年度末時点での児童発達支援センター の設置	1箇所	市で療育支援教室を実施しています。
目標年度末時点での障がい児の地域社会 への参加・包容(インクルージョン)を推 進する体制	有	保育所等訪問支援等を活用しながら行います。
目標年度末時点での保育所等訪問支援の 提供体制の確保	1箇所	子育て支援課で保育所訪問を実施し ています。
目標年度末時点での主に重症心身障がい 児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	圏域での設置も含め検討していきます。
目標年度末時点での主に重症心身障がい 児を支援する放課後等デイサービスの確 保	1箇所	日中一時支援事業所において重症心 身障がい児の一部支援を行っていま す。

②医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	数值	備考
目標年度末時点での協議の場	有	自立支援協議会子ども部会を活用し、 医療的ケア児の地域支援に関する協 議を行います。
目標年度末時点での医療的ケア児等に関 するコーディネーターの配置	有	委託先相談支援事業所に配置を検討 します。

5 相談支援体制の充実・強化等

委託先相談支援事業所において専門的な人材を配置し、地域の相談支援体制の強化、総合的・専門的な相談支援体制の整備に努めています。定期的に相談支援事業所連絡調整会議を開催し、相談支援体制の充実・強化、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施する体制強化を図っています。

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を 図る体制を整備する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス 基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協 議会の体制を確保する。

項目	数值	備考		
目標年度末時点での基幹相談支援センター	1箇所	令和6年度設置検討		
の設置				
目標年度末時点での地域の相談支援体制	有	 相談支援事業所連絡調整会議の継続		
の強化を図る体制の有無	1	怕談又接事来所连桁嗣金云俄VIM机 		
目標年度末時点での個別事例の検討を通				
じた地域のサービス基盤の開発・改善等を	有	南魚沼市自立支援協議会		
行うために必要な協議会の体制の有無				

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等に係る各種研修については、南魚沼市担当職員が研修に参加し障がい福祉サービスの質の向上に努めます。障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果について自立支援協議会を活用し事業所と情報の共有を図っていきます。

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する 体制を構築することを基本とする。

項目	有無
目標年度末時点での障がい福祉サービス等の質を向上させるた	5
めの取組を実施する体制の有無	有

第3章 障がい福祉サービスの活動指標(見込量)

第1節 訪問系サービスについて

1 サービスの種類と内容

居宅での生活を支援するサービスには、居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同 行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援があり、介護給付としてサービスが提供され ます。

種類	内容	対象者及び実施事業所
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行うサービスです。	障がい支援区分1以上(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合い)である人・南魚沼市社会福祉協議会・つむぎホームヘルプセンター・鈴懸おはようヘルプ
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ及び食事などの介護や外出時の移動の介護を総合的に行うサービスです。	障がい支援区分4以上の人で所定 の項目に該当する人 ・南魚沼市社会福祉協議会 ・つむぎホームヘルプセンター ・鈴懸おはようヘルプ
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困 難な人に、移動に必要な情報の提供 や移動の援護などを行うサー ビスです。	視覚障がいのある人で所定の項目 に該当する人 ・南魚沼市社会福祉協議会
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常時介護が必要な人に、行動するとき必要な介護や排せつ及び食事等の必要な援助を行うサービスです。	障がい支援区分3以上の人で所定 の項目に該当する人 ※市内に事業所なし
重度障がい者等 包括支援	常に介護が必要な人で、介護が必要 な程度が著しく高い人に、居宅介護 などのサービスを包括的に提供す るサービスです。	障がい支援区分6の人で所定の項目に該当する人 ※市内に事業所なし

2 サービス見込量

サービスの見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績と、今後の需要見込みを踏まえて設定しました。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

種類	単位	3	第6期実績			第7期計画		
性块	(月)	邻3辆	邻47年度	令和5年度	邻6转	和7年度	邻8年度	
居宅介護	時間	279	276	272	300	308	316	
(ホームヘルプ)	人	30	30	31	32	33	34	
重度訪問介護	時間	12	17	12	24	36	48	
里区初问八茂	人	1	1	1	2	3	4	
同行援護	時間	16.4	15	22	25	30	30	
1911] 1友丧	人	3	3	4	5	6	6	
行動援護	時間	0	0	0	10	10	10	
1]到版設	人	0	0	0	1	1	1	
重度障がい者等	時間	0	0	0	0	0	0	
包括支援	人	0	0	0	0	0	0	

[※]時間は1か月当たりの延べ利用時間です。

3 サービス確保のための方策

訪問系のサービスについては、事業所の新規開設が見込めていません。事業者へのアンケート調査やヒアリングでも、人材の確保に困っている事業者が多いことから、関係各所と連携し人材確保と養成に努めます。また人材に関する情報共有や情報提供も併せて行います。

行動援護については、障がい福祉に関するアンケート調査結果から、潜在的な利用ニーズがあるため、最小限の利用者を見込んでいますが、市内にサービス提供事業所がないため、市内でのサービス提供事業所の立ち上げについて引き続き検討します。

[※]人は1か月当たりの利用者数です。

第2節 日中活動系サービスについて

1 サービスの種類と内容

日中活動を支援するサービスには、生活介護、自立訓練(機能訓練)、就労選択支援、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、療養介護、短期入所(福祉型)、短期入所(医療型)があります。生活介護、療養介護は介護給付として、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援は訓練等給付としてサービスが提供されます。

種類	内容	対象者及び実施事業所
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入 浴、排せつ、食事の介護及び創作 的活動などの機会を提供するサー ビスです。	障がい支援区分3(施設入所の場合は区分4)以上の人 ※50歳以上の場合は障がい支援 区分2(施設入所の場合は区分 3)以上の人 ・まきはたの里 ・マイトーラ ・工房とんとん
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で必要な身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な人に、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上等のための支援を行うサービスです。	身体機能の維持・回復などの支援 が必要で所定の項目に該当する人 ・まちトレ南魚沼
就労選択支援 (令和7年予定)	本人が一般就労や就労系障がい福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて、希望や適性、地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行うサービスです。	一般就労や就労系障がい福祉サービスを利用する意向のある方を対象とし、就労アセスメントの手法を活用した支援を希望する人
自立訓練 (生活訓練・日中型)	地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な人に、一定期間、自立した日常生活を営むために必要な訓練など支援を行うサービスです。	生活能力の維持・向上などの支援が 必要で所定の項目に該当する人 ・太陽・大地の家
自立訓練 (生活訓練・宿泊型)	宿泊し居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行うサービスです。	生活能力の維持・向上などの支援 が必要で所定の項目に該当する人 ・太陽・大地の家

種類	内容	対象者及び実施事業所
就労移行支援	一般就労等を希望する人に、一定 期間、生産活動やその他の活動の 機会を提供し、知識や能力向上の ための訓練を行うサービスです。	65歳未満の障がいのある人で、所定 の項目に該当する人 ・魚野の家 ・セルプこぶし工房
就労継続支援A型 (雇用型)	企業等に就労することが困難な人で、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動その他の活動機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練など支援を行うサービスです。	65歳未満の障がいのある人で、所定の 項目に該当する人 ※市外施設のみ
就労継続支援B型 (非雇用型)	雇用契約によらない就労の機会や 生産活動の機会を提供するととも に、一般就労に必要な知識及び能力 の向上のために必要な訓練など支援 を行うサービスです。	通常の事業所企業等の雇用に結び つかない人や一定の年齢に達して いる人で、所定の項目に該当する 人 ・魚野の家 ・セルプこぶし工房 ・工房とんとん ・あめのちはれ ・鈴木農場Village
就労定着支援	新たに企業等に雇用された人に対して、企業等での就労の継続を図るために、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行うサービスです。	就労移行支援等の利用を経て一般 就労へ移行した障がいのある人で、就 労を継続している期間が6月を経過 した人 ・魚野の家 ・セルプこぶし工房
療養介護	医療の必要な障がいのある人で、 常に介護が必要な人に、病院等で 機能訓練や療養上の管理、看護、 医学的管理の下における介護及び 日常生活の世話などを行うサービ スです。	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人のうち、所定の項目に該当する人 ※市外施設のみ
短期入所(福祉型)	居宅において介護を行う人が病気の 場合などに、障がいのある人を施設 に短期間入所させ、入浴、排せつ、	障がい支援区分1以上の障がいの ある人又は障がいのある子ども ・まきはたの里(福祉型) ・マイトーラ(福祉型)
短期入所(医療型)	食事の介護などを行うサービスです。	・太陽・大地の家(福祉型)・グループホームおひさま(福祉型)※医療型は市外施設のみ

2 サービス見込量

サービスの見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績と、今後の需要見込みを踏まえて設定しました。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

1手米 石	単位 第6期実績			第7期計画	į		
種類	(月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
井江入 藩	人日	2,942	2,864	2,822	2,865	2,885	2,905
生活介護	人	151	150	149	151	153	155
(新設)強度行動	人日				1,276	1, 250	1,226
障がいを有する方	人				66	65	65
(新設)高次脳機能	人日				49	56	63
障がいを有する方	人				2	2	2
(新設)医療的ケアを	人日				144	148	152
必要とする方	人				11	12	13
自立訓練	人日	7	4	0	21	21	21
(機能訓練)	人	1	1	0	3	3	3
(新設)就労選択支援	人					5	5
自立訓練	人日	203	219	192	200	200	220
(生活訓練・日中型)	人	11	12	11	12	12	13
自立訓練	人日	255	284	277	330	330	360
(生活訓練・宿泊型)	人	9	9	10	13	13	14
就労移行支援	人日	149	133	168	177	188	199
机力物11×1液	人	7	8	9	10	11	11
就労継続支援	人日	115	114	144	173	199	229
(A型)	人	6	6	8	9	11	12
就労継続支援	人日	2,073	2, 227	2,398	2,683	2, 923	3, 185
(B型)	人	138	147	160	174	188	204
就労定着支援	人	13	16	8	13	13	16
療養介護	人	16	15	15	16	16	16
短期入所(福祉型)	人日	236	226	246	267	290	314
	人	43	34	39	42	44	46
(新設)強度行動	人日				50	55	60
障がいを有する方	人				13	14	15
(新設)高次脳機能	人日				4	4	4
障がいを有する方	人				1	1	1
(新設)医療的ケアを	人日				10	15	20
必要とする方	人				3	4	5

1 米石	単位	:	第6期実績			第7期計画		
	種類(月)	(月)	令和3年度	令和4年度	邻5年度	邻16年度	令和7年度	邻8年度
4	短期入所(医療型)	人日	13	15	16	19	21	24
'	位别人们(区域空)	人	2	3	3	3	4	4
	(新設)強度行動	人日				0	0	0
	障がいを有する方	人				0	0	0
	(新設)高次脳機能	人日				0	0	0
	障がいを有する方	人				0	0	0
	(新設)医療的ケアを	人日				10	10	10
	必要とする方	人				1	1	1

[※]人日は1か月当たりの延べ利用者数です。

3 サービス確保のための方策

障がいのある人が、地域生活を送るためには、日中活動の場が重要です。相談支援センターみなみうおぬまを中心にサービスを必要とする利用者の状況を把握します。

就労関係事業については、地域の関係機関等の連携を図り、利用者への支援を充実させる必要があります。

医療的なケアが必要な場合、市内での受け入れが難しいケースがあり、課題となっています。引き続き、市内の生活介護サービス事業所等での受け入れの可能性について、自立 支援協議会専門部会の中で検討していきます。

[※]人は1か月当たりの利用者数です。

第3節 居住系サービスについて

1 サービスの種類と内容

住まいの場を提供する居住系サービスには、自立生活援助、施設入所支援、共同生活援助 (グループホーム) があります。施設入所支援は介護給付としてサービスが提供され、自立生活援助、共同生活援助は訓練等給付としてサービスが提供されます。

種類	内容	対象者及び実施事業所
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助 を受けていた障がいのある人が、 居宅における自立した日常生活を 営む上での様々な問題に対して、 定期的な巡回訪問や相談に応じ、 必要な援助を行うサービスです。	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人※市外施設のみ
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活 を営むべき住居において行われる 相談、入浴、排せつ又は食事の介 護その他の必要な日常生活の援助 を行うサービスです。	障がいのある人 ただし、身体障がいのある人にあって は、65歳未満の人又は65歳に達す る日までに障がい福祉サービス等 の利用をしたことがある人 ・グループホームひだまり ・グループホームおひさま ・太陽の家
施設入所支援	施設に入所している人に、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事などの介護、生活などに関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行うサービスです。	障がい支援区分4以上の人 ※50歳以上の場合は障がい支援区 分3以上の人 ・まきはたの里 ・マイトーラ

2 サービス見込量

施設入所支援については、令和4年度末の入所者数を基礎とし、地域生活への移行者を 考慮し、施設入所支援が必要と判断される者を見込んで設定しました。なお、令和5年度 は9月末現在の実績です。

種類	単位		第6期実績	į	第7期計画			
性块	(月)	邻3年度	邻4年度	邻5年度	邻6年度	令和7年度	邻8年度	
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0	
共同生活援助	人	54	57	60	63	67	71	
(新設)強度行動 障がいを有する方	人				10	11	12	
(新設) 高次脳機能 障がいを有する方	人				0	0	0	
(新設) 医療的ケアを 必要とする方	人				0	0	0	
施設入所支援	人	99	93	92	92	91	90	

[※]人は1か月当たりの利用者数です。

3 サービス確保のための方策

自立生活援助については、利用できるサービス事業所はありませんが、地域定着支援な ど類似するサービスがあるため、今後も開設予定は見込んでいません。

共同生活援助については、入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、自立支援協議会専門部会においてそのニーズについて継続して協議し、計画的な整備、事業者の確保に努めます。

施設入所支援については、入所者の高齢化が進んでいます。状況に応じ、介護保険施設な ど適切な施設の利用に向けて関係者と情報共有を行います。

第4節 相談支援サービスについて

1 サービスの種類と内容

計画相談支援(サービス等利用計画作成)については、相談支援センターみなみうおぬまを中心に、まきはたの里、マイトーラ、桐鈴会において実施しています。

種類	内容	対象者及び実施事業所
計画相談支援 (サービス等 利用計画作成)	相談支援専門員により、総合的 な援助方針や解決すべき課題を 踏まえ、サービス等利用計画の 作成やモニタリング、障がい福 祉サービス事業者等との連絡調 整等を行うサービスです。	障がい福祉サービスを利用する人 ・相談支援センターみなみうおぬま ・まきはたの里 ・マイトーラ ・桐鈴会
地域相談支援 (地域移行支援)	地域における生活に移行する ために重点的な支援を必要とす る人に、住居の確保及び相談等 支援を行うサービスです。	施設や精神科病院に入所、入院している障がいのある人 ・相談支援センターみなみうおぬま
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等で生活する障がいのある人で、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、訪問等の支援を行うサービスです。	居宅で一人暮らしをしている障がいの ある人 ・相談支援センターみなみうおぬま

2 サービス見込量

計画相談支援(サービス等利用計画作成)については、各種手帳の取得状況等から対象者数は増加していくと見込みました。

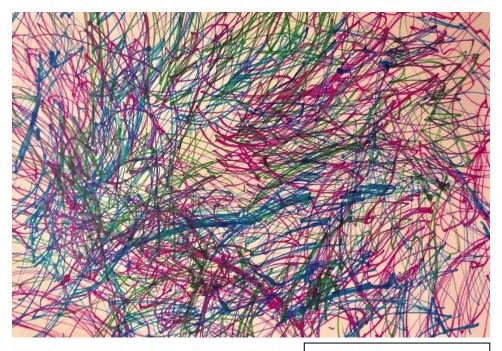
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)については、一人暮らしの増加などを見込み、令和4年度末の利用者数を基に、今後のニーズを踏まえて設定しました。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

種類	単位(月)	9	第6期実績	į	第7期計画			
		令和3年度	邻4转	邻5镀	邻6镀	邻7镀	邻8镀	
計画相談支援	人	39	39	39	40	40	41	
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	0	3	4	6	
地域相談支援 (地域定着支援)	人	16	16	12	15	16	17	

[※]人は1か月当たりの利用者数です。

3 サービス確保のための方策

モニタリングの件数の増加もあり、現在の4事業所だけでは今後対応が難しくなることが予測されます。計画相談支援を安定的に提供するため、今後も市内の障がい福祉サービス事業所等の理解や協力を得ながら、指定特定相談支援事業所の増設など体制整備を図っていきます。また、今後も相談支援事業所連絡調整会議を開催し、地域の相談支援体制の強化を図っていきます。



MSG アートクラブ作品

第4章 地域生活支援事業の活動指標(見込量)

第1節 地域生活支援事業について

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた柔軟な形態による事業を実施します。 なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

1 理解促進研修·啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、市が地域社会の住民に対して、障がいへの理解を深めるための研修・啓発を行う事業で、障がい特性を理解するため重要な事業です。そのための研修を地域や企業、学校等で実施します。また、市報やウェブサイトによる情報発信の充実を図ります。

種類	出任	1	第6期実績	Į	第7期計画		
	単位	令和3年度	令和4年度	邻5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

2 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等)に対して支援を行う事業です。

医療的ケア児について、保健課が中心となり災害時の対応についてマニュアルを作成するなどの支援を行っています。

種類	単位	į	第6期実績	į	第7期計画		
	半业	令和3年度	令和4年度	邻5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

3 相談支援事業

障がいのある人、その保護者又はその介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行う事業です。

- ① 障がい者相談支援事業(基本相談)は、委託相談支援事業所が1か所です。専門的な人材を配置し、利用者が相談しやすい相談支援体制づくりに努めていきます。 基幹相談支援センターについては、令和2年度より相談支援センターみなみうおぬまにおいて基幹相談支援センターに準じた事業を実施しています。
- ② 基幹相談支援センター等機能強化事業については、委託相談支援事業所に専門的な人材を配置し、地域における相談支援事業者等に専門的な助言や人材育成の支援を行います。
- ③ 住宅入居等支援事業については、潜在的ニーズはあると考えられますが、具体的な相談まで至っていない状況です。今後のニーズ把握に努めながら、サービスの実施について検討します。

	4.5.米石	出法		6期実績		第7期計画		
	種類	単位	邻3年度	邻4年度	邻5年度	邻46年度	和7镀	令和8年度
		実施見						
1	障がい者相談支援事業	込み箇	1	1	1	1	1	1
		所数						
	基幹相談支援センター※1	設置の	無	無	無	有	有	有
	空针(自改义)及じノダー	有無	***	***	////	Ħ	Ħ	Ħ
2	基幹相談支援センター等	実施の	有	有	有	有	有	有
	機能強化事業	有無	用	用	用	用	用	有
<u> </u>	③ 住宅入居等支援事業※2	実施の	4111	4111	4111	4111	4m.	fπ
3		有無	無	無	無	無	無	無

^{*1} 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。障がいのある人の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。

^{※2} 契約による一般住宅(アパート、マンション、一戸建て)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。ただし、グループホーム、施設等入所者、精神科病院に入院している人は除きます。

4 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化するため、相談支援事業所連絡調整会議を開催するなど、相談支援体制の充実に努めます。

種類	出法		6期実績		第7期計画			
性块	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総合的・専門的な相談支援 を実施する体制の有無	実施の 有無	有	有	有	有	有	有	
地域の相談支援事業者に 対する専門的な指導・助言 件数	件数	12	12	6	12	12	12	
地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数	件数	12	12	6	12	12	12	
地域の相談支援との連携強 化の取組の実施回数	回数	12	12	6	12	12	12	

5 成年後見制度利用支援事業

精神上の障がいなどにより判断能力が不十分な人で、身寄りがないなど親族による後見 等開始の審判の申立てができない人について、市長が代わって申立てを行います。また、 成年後見制度を利用するにあたって、費用を負担することが困難な人に対して、審判の申 立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

アンケート結果によると、制度の内容を知っていると回答した人は3割弱に留まっています。今後、介助者の高齢化等により今後利用者が増えていくと見込まれるため、市報やウェブサイト等を活用し、制度の周知に努めます。

種類	単位		第6期実績	Ė	第7期計画			
		令和3年度	邻4艘	令和5年度	邻46年度	邻7年度	令和8年度	
		市長申立て	市長申立て	市長申立て	市長申立て	市長申立て	市長申立て	
 成年後見制度利用支援事業	利用	1件	0件	1件	1件	1件	1件	
以十 夜 兄削反利用又饭 事未	件数	報酬付与	報酬付与	報酬付与	報酬付与	報酬付与	報酬付与	
		4件	4件	2件	4件	5件	6件	

6 成年後見制度法人後見支援事業

研修や専門職による支援体制の構築については、地域福祉計画における事業計画を見据えながら、今後検討していきます。

種類	単位	3	第6期実績	į	第7期計画		
	半世	令和3年度	令和4年度	邻15年度	邻和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無

[※]平成30年より、南魚沼市社会福祉協議会で法人後見を受任しています。

7 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより意思疎通に支援が必要な人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援を行います。 派遣希望は聞かれていませんが、市主催の研修会等での派遣を見込みます。

種類	単位	9	第6期実績	į	第7期計画			
		令和3年度	令和4年度	邻5年度	邻和6年度	令和7年度	令和8年度	
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用 件数	1	4	0	1	1	1	
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0	



MSG アートクラブ作品

8 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がいのある人が日常生活を自立した状態で円滑に過ごすために必要な用具等の購入を公費で助成する事業です。

排せつ管理支援用具(ストーマ装具・紙おむつ等)の給付が増えています。

種類	単位	3	第6期実績	į	第7期計画		
性块	半加	邻3年度	邻4年度	邻5年度	邻6年度	和7年度	邻8年度
①介護・訓練支援用具	給付 件数	2	7	0	5	5	5
②自立生活支援用具	給付 件数	11	7	3	10	10	10
③在宅療養等支援用具	給付 件数	4	7	13	5	5	5
④情報・意思疎通支援 用具	給付 件数	23	27	10	24	24	24
⑤排せつ管理支援用具	給付 件数	1, 511	1, 609	1,461	1,670	1,740	1,810
⑥居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	給付 件数	0	2	0	1	1	1

9 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待 される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行う事業で す。2年間で養成研修は修了します。

種類	単位	3	第6期実績	Į	第7期計画		
	半世	邻3年度	邻47	邻5年度	邻6年度	和7年度	邻和8年度
手話奉仕員養成研修事業	ı	(入門編	2	(入門編	2	(入門編	2
(養成研修修了見込み者数)	入	8人)	3	3人)	3	3人)	3

^{※「}入門編」を修了した受講者のうち希望者が翌年の研修を受講し、見極め試験合格後、修了となります。

10 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出時にホームヘルパーによる移動支援 を行うサービスです。令和2年以降、新型コロナウィルス感染症の影響で、外出機会が減 少したため利用量が減少していましたが、今後少しずつ増加していく見込みです。

種類	単位	9	第6期実績	į	5	第7期計画	Ī
性块	+ 世	邻3年度	邻4艘	邻5年度	邻6年度	和7年度	邻8年度
移動支援事業	人	0	0	0	2	2	2
	延時間	0	0	0	12	12	12

11 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行うサービスです。

種類	出法	9	第6期実績	į	第7期計画			
性料	単位	邻3年度	邻4艘	邻5艘	邻16年度	邻777	邻8年度	
地域活動支援センター	か所	3	3	3	3	3	3	
I 、Ⅲ型事業所 (南魚沼市)	人	94	94	91	96	96	96	
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1	1	
Ⅱ型事業所 (他市町村)	人	5	4	4	7	7	7	

※ I 型:地域活動支援センター I 型事業所「相談支援センターみなみうおぬま」

Ⅱ型:地域活動支援センターⅡ型事業所「かけはし」(魚沼市)

Ⅲ型:地域活動支援センターⅢ型事業所「友の家」、「ドリームハウス」

12 日中一時支援事業(任意事業)

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障がいのある人 を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

南魚沼市では「まきはたの里」、「まかろん」がサービスを実施しています。新型コロナウィルス感染症により、利用実績が少なくなりましたが、今後も過去の実績の範囲で推移していくものと見込まれます。

種類	単位	ŝ	第6期実績	Į	1	第7期計画	Ī
但块	(月)	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 576 564 545 572 572	和7年度	令和8年度			
	人日	576	564	545	572	572	572
日中一時支援事業	人	52	51	45	52	52	52

[※]人日は1か月当たりの延べ利用者数です。

13 生活サポート支援事業(任意事業)

介護給付サービスに該当しない人に対し、日常生活や家事に関する必要な支援を行い、 地域で自立した生活を図ります。過去の実績から毎年1人程度の利用があるものと見込ま れます。

種類	出任	3	第6期実績	Į	1	第7期計画	Ī
性块	単位	令和3年度	邻4年度	邻5年度	邻6年度	邻7年度	邻8年度
生活サポート支援事業	人	0	0	0	1	1	1

14 訪問入浴サービス事業(任意事業)

自宅での入浴介助、生活介護での入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がい者に対し、看護師やヘルパーとともに移動入浴車を派遣して入浴介助を行います。過去の実績から毎年2人程度の利用があるものと見込みます。

	種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		平位	邻3年度	邻4年度	邻5艘	邻6年度	邻77年度	邻8年度
	訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	2	2	2

[※]人は1か月当たりの利用者数です。

第5章 障がい児福祉サービスの活動指標(見込量)

第1節 障がい児福祉サービスについて

1 サービスの種類と内容

障がい児を支援するサービスには、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の障がい児通所支援及び障がい児相談支援(障がい児支援利用計画作成)があります。

種類	内容	対象者及び実施事業所
児童発達支援	日常生活における基本的な動作 の指導、知識・技能の付与、集団 生活への適応訓練等の支援を行 うサービスです。	療育の観点から集団療育及び個別 療育を行う必要があると認められ た未就学の障がいのある子ども ・共生ふれんど
放課後等デイサービス	学校の授業終了後又は休業日に、 生活能力向上のために必要 な訓練、社会との交流の促進な ど必要な支援を行うサービスで す。	学校教育法第1条(幼稚園及び大学を除く)に規定している学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がいのある子ども・共生ふれんど
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある 子どもに対して、障がいのある子 ども以外の児童との集団生活へ の適応のための専門的な支援を 行うサービスです。	保育園、幼稚園、小学校、特別支援 学校、認定こども園その他児童が集 団生活を営む施設に通う障がいの ある子どもであり、当該施設を訪問 し、専門的な支援が必要と認めら れた障がいのある子ども ※近隣市町に提供事業所なし
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を受けるために 外出することが困難な重度の障が いのある子ども等に対して、居宅 を訪問し、日常生活における基本 的な動作の指導等を提供します。	重度心身障がいのある子ども等 ※近隣市町に提供事業所なし
障がい児相談支援 (障がい児支援 利用計画作成)	相談支援専門員により、総合的な 援助方針や解決すべき課題を踏 まえ、支援利用計画作成やモニタ リング、福祉サービス事業者等と の連絡調整等を行うサービスで す。	通所給付決定の申請に係る障がい のある子どもの保護者 ・相談支援センターみなみうおぬま ・桐鈴会

種類	内容	対象者及び実施事業所
福祉型障がい児入所施設	障がい児入所施設に入所等をする障がいのある子どもに対して、 保護、日常生活の指導及び独立自 活に必要な知識技能の付与を行 う施設です。	身体に障がいのある子ども、知的 障がいのある子ども又は精神に障 がいのある子ども(発達障がいの
医療型障がい児入所施設	障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がいのある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設です。	子どもを含む) ※手帳の有無は問わず、児童相談 所、医師等により療育の必要性が 認められた子どもも対象

2 サービス見込量

サービスの見込量については、令和4年度までの利用実績と、今後の見込みを踏まえて設定しました。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。令和8年度については、子育て支援課の療育指導教室や日中一時支援事業(まかろん)など、すでに事業を実施している事業所が、県の指定を取得することを想定し、数値を見込んでいます。

種類	単位	9	第6期実績	Į	9	第7期計画	i
性块	(月)	邻3年度	邻4艘	邻5年度	邻6艘	邻777	邻18年度
児童発達支援	人日	6	2	10	13	13	45
、	人	2	2	2	4	4	14
放課後等デイサービス	人日	45	8	50	80	100	200
	人	5	2	6	8	10	20
保育所等訪問支援	時間	0	0	0	0	0	20
休月川寺副向又版	人	0	0	0	0	0	10
居宅訪問型	時間	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人	10	6	6	12	14	16
福祉型障がい児入所施設	人	0	0	0	1	1	1
医療型障がい児医療施設	人	0	0	0	0	0	0

[※]人日は1か月当たりの延べ利用者数です。

[※]人は1か月当たりの利用者数です。

3 サービス確保のための方策

児童発達支援については、サービスとしては実施していませんが、子育て支援課が中心となり「遊びの教室」として集団療育指導を実施しています。集団療育指導には市の保健師や臨床心理士、医療機関の言語聴覚士、理学療法士、作業療法士も参加し、はまぐみ小児療育センターよりペアレントメンターも派遣されています。また、令和5年度より年齢ごとに対応する教室を増やして実施しています。

医療型児童発達支援については、サービスの利用対象者が少人数であるため、市内に新たにサービス事業所を設けることは難しいのが実情です。圏域も含め設置を検討していきます。

南魚沼市内の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所は、一時休止していましたが、再開したため、今後利用者が増加することが見込まれます。

保育所等訪問支援については、サービスとしては実施していませんが、総合支援学校インクルーシブ教育推進室や子育て支援課により保育園への訪問、助言等を実施しています。 また、居宅訪問型児童発達支援については、市内医療機関の訪問看護において同様の対応を行っています。

第2節 医療的ケア児等コーディネーターについて

医療的ケア児等コーディネーターについては、研修を終了した保健師がいます。また令和 4年度まで特定相談支援事業所に研修を終了した相談支援専門員がいましたが、現在不在と なっています。今後、研修の受講を推進し、設置に向けて取組んでいきます。

	274		第6期実績	į.	第7期計画			
種類	単 位	令和3年 度	令和4年度	令和5年度	邻46年度	令和7年度	令和8年度	
医療的ケア児等に対する 関連分野の支援を調整する	人	0	0	0	1	1	1	
コーディネーターの配置人数								

医療的ケア児、医療的ケア児等コーディネーターについて

(1) 医療的ケア児

NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な障がい児や重症心身障がい児のことです。

(2) 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っています。

第6章 発達障がい者等のサービスについての活動指標(見込量)

第1節 発達障がい者に対する支援について

相談支援専門員や保健師が中心的に関わり支援を実施しています。

ピアサポート活動は、発達障がいのある人に限定することなく、委託相談支援事業所で実施しています。ピアサポート活動への参加人数は、過去にピアサポート活動に参加した参加人数の平均伸び率より見込量を設定しています。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

種類	単	Í	第6期実績	į	第7期計画			
性 块	位	邻3年度	邻4转	邻5年度	邻6年度	和7艘	邻8年度	
ペアレントトレーニングや								
ペアレントプログラム等の	人	0	12	13	15	15	15	
支援プログラム等の受講者数								
ピアサポート活動への参加人数	ı,	31	38	25	45	ΕΛ	6 E	
(1回の平均参加人数)		31	38	35	45	54	65	

ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングについて

(1) ペアレントプログラム

子どもや保護者自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを) ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取組みます。「障がい」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。

(2) ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチの一つです。発達障がい児の支援機関等で実施されることが多いです。

第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神に障がいがある人が地域の一員として安心して暮らせるよう、関係機関と連携する地域包括ケアシステムの構築を目指します。南魚沼市自立支援協議会では、4つの専門部会を開催しており、その中の一つである権利擁護部会では地域移行支援、地域定着支援について報告を行っています。今後も専門部会を活用した中で、保健、医療及び福祉関係者による協議を続けていきます。

なお、協議の場、参加者数、目標設定及び評価の実施回数については権利擁護部会の開催 回数及び参加者数を数値目標とします。また、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助 については令和4年度の人数を基に目標設定しました。なお、令和5年度は9月末現在の実 績です。

種類	単	į	第6期実績	į	1	第7期計画	i
性規	位	邻3年度	邻4年度	邻5年度	邻16年度	邻7年度	和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		3	3	2	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加 者数	人	16	14	18	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定 及び評価の実施回数		3	3	2	3	3	3
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	9	6	5	5	5	5
精神障がい者の共同生活援助	人	16	15	15	15	16	18
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立訓練(生活 訓練)(新設)	人				9	11	12

第3節 相談支援体制の充実・強化のための取組について(新設)

定期的に相談支援事業所連絡調整会議を開催し、専門的な指導・助言、人材育成の支援、 個別事例の支援内容の検討、情報共有を行い、相談支援体制の充実・連携強化を図っていま す。

委託先相談支援事業所において、地域の相談支援体制の強化、総合的・専門的な相談支援 体制の整備に努めます。

種類		第7期計画			
		邻16年度	令和7年度	邻8转	
基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	12	12	12	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件	12	12	12	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	12	12	12	
個別事例の支援内容の検証の実施		4	4	4	
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数		0	0	1	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施 回数(頻度)及び参加事業者・機関数		1	1	1	
		10	10	10	
協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)		4	4	4	
		12	12	12	

第4節 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組について

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に担当職員が参加し、サービスの質の向上に努めるとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果を自立支援協議会等で共有し、適正な審査・請求を通じて、事業所の運営を支援します。

1 禾米石	単	第6期実績			第7期計画		
種類		邻37度	邻47度	邻5年度	邻6年度	和7艘	邻8年度
県が実施する障がい福祉サービ							
ス等に係る研修その他研修への	人	0	5	5	3	3	3
市町村職員の参加人数							
障がい者自立支援審査支払等シ		0	0	0	1	1	1
ステムによる審査結果の共有	数	U	U	U	I	I	ı



MSG アートクラブ作品

第 4

計画の推進

第4編 計画の推進

第1章 計画の推進

第1節 計画の周知

計画の周知においては、障がいに関する正しい知識や理解を広める必要があります。関係機関や障がい者支援に関わる人々と連携し、障がいのある人もない人も共に暮らす地域共生 社会実現のために、広報やウェブサイト等を通して周知を図っていきます。

第2節 計画の推進体制の確立

計画を推進するには、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関による連携が必要です。そのため、庁内関係課はもとより、南魚沼市自立支援協議会を中心に関係機関・関係団体と連携を強化し、一人ひとりのライフステージに応じた支援を行い、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

第3節 国・県・近隣市町との連携

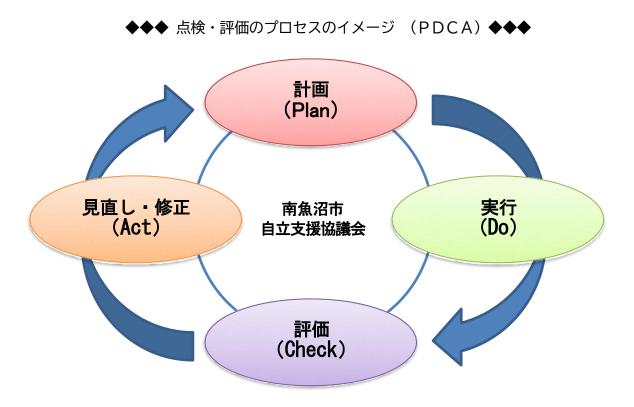
国・県の動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、魚沼圏域障がい者地域生活支援連絡調整会議などを通じて、近隣市町と情報交換や地域の課題等について協議を行うとともに連携を図ります。

第4節 計画の進捗管理

計画策定後は、各年度において施策の取組状況、サービス見込量等の達成状況を南魚沼市自立支援協議会に報告し、進捗管理を行います。

- (1) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行います。障がい者計画を含め必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- (2) 中間評価の際には、南魚沼市自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

- (3) 障がい者計画の主な指標及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画の活動指標 (見込量)については、より高い頻度で実績を把握し、設定した指標の達成状 況等の分析・評価を行います。 また、活動指標を整理するにあたり、障がい福祉サービス等の見込量を算出す る際に勘案することとされている事項についても併せて整理を行います。
- (4) 本計画で設定した目標(Plan)を行動計画として実行(Do)し、実行 した計画を評価・測定し(Check)、必要に応じて修正(Act)し、新た な目標を設定して行動に移していく「PDCA」サイクルを進めていきます。



資 料 編

資 料 編

アンケート結果の概要

1 調査目的

本調査は、「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」 の策定に向け、障がいがある方の障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意 向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料として実施しました。

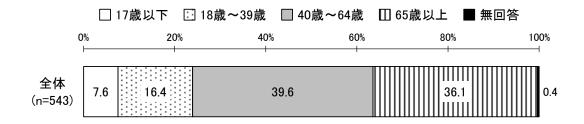
2 調査の対象と実施方法

調査対象	障がい者手帳(身体、療育、精神)を所持する人(児童も含む)等を無
洞宜刈豕	作為抽出
調査方法	①郵送配布・郵送回収
诇 直刀法	②WEBによる回答
調査期間	令和4年11月~12月
調査件数	1,000件
回収数	543 件(回収率 54.3%)

3 アンケート結果の概要

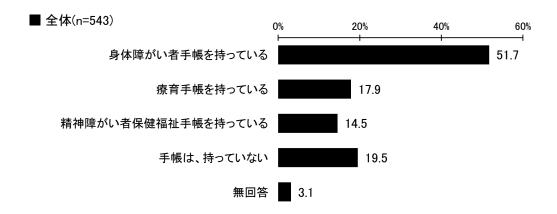
(1)年齢について

「40 歳~64 歳」の割合が 39.6%で最も高く、次いで「65 歳以上」(36.1%)、「18 歳~39 歳」(16.4%) などの順となっています。



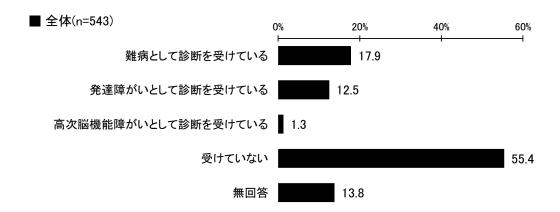
(2) 障がい者手帳について(複数回答)

「身体障がい者手帳を持っている」の割合が 51.7%で最も高く、次いで「手帳は、持っていない」(19.5%)、「療育手帳を持っている」(17.9%)、「精神障がい者保健福祉手帳を持っている」(14.5%)の順となっています。



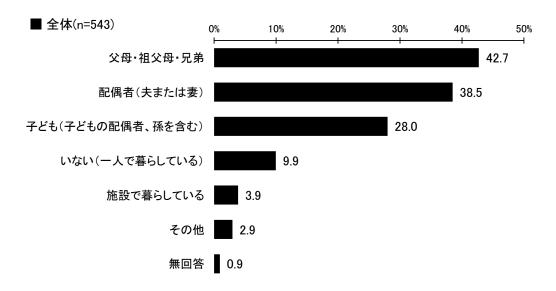
(3) 難病や発達障がい・高次脳機能障がいの診断状況について(複数回答)

「受けていない」の割合が55.4%で最も高くなっています。診断を受けた方の中では、「難病として診断を受けている」(17.9%)、「発達障がいとして診断を受けている」(12.5%)、「高次脳機能障がいとして診断を受けている」(1.3%)の順となっています。



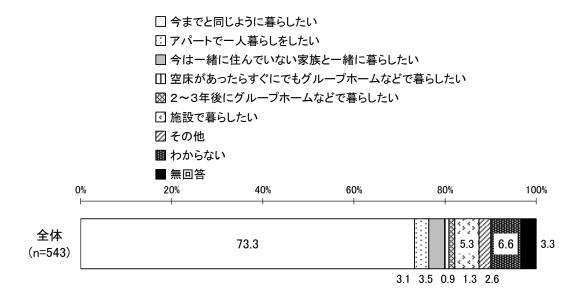
(4) あなたが一緒に暮らしている方は、どなたですか(複数回答)

「父母・祖父母・兄弟」の割合が 42.7%で最も高く、次いで「配偶者 (夫または妻)」 (38.5%)、「子ども (子どもの配偶者、孫を含む)」(28.0%) などの順となっています。



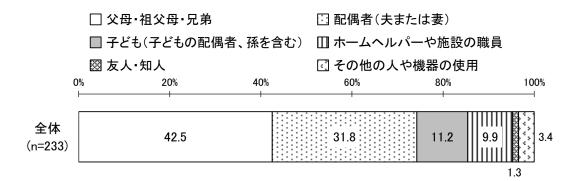
(5) 今後、どのように暮らしたいと考えていますか

「今までと同じように暮らしたい」の割合が 73.3%で最も高く、次いで「施設で暮らしたい」(5.3%)、「今は一緒に住んでいない家族と一緒に暮らしたい」(3.5%) などの順となっています。なお、「わからない」の割合は 6.6%となっています。



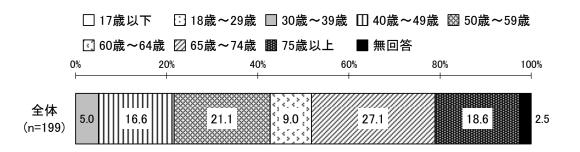
(6) あなたを介助してくれる方(または機器)は主に誰ですか

「父母・祖父母・兄弟」の割合が 42.5%で最も高く、次いで「配偶者 (夫または妻)」 (31.8%)、「子ども (子どもの配偶者、孫を含む)」(11.2%) などの順となっています。



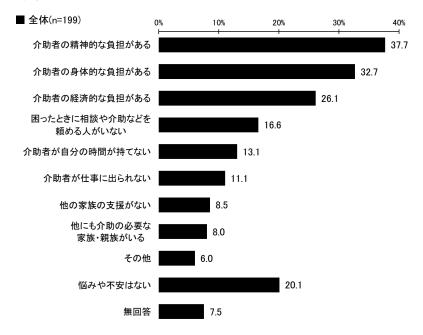
(7) 介助者の年齢について

「65 歳~74 歳」の割合が 27.1%で最も高く、次いで「50 歳~59 歳」(21.1%)、「75 歳以上」(18.6%) などの順となっています。また、介助者の最高年齢は 93 歳となっています。



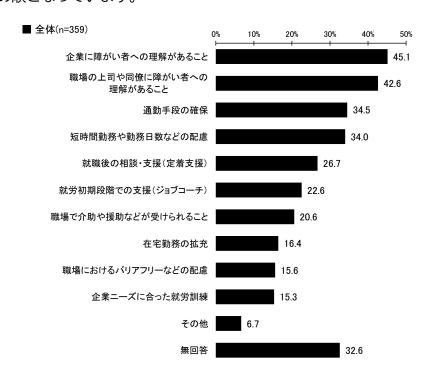
(8) 介助について感じていること(複数回答)

「介助者の精神的な負担がある」の割合が37.7%で最も高く、次いで「介助者の身体的な負担がある」(32.7%)、「介助者の経済的な負担がある」(26.1%)などの順となっています。



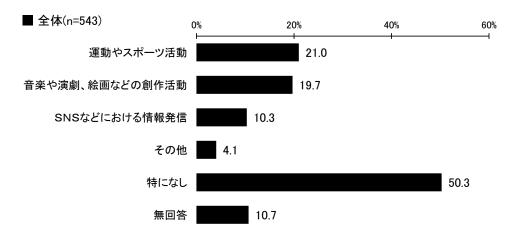
(9) 障がい者の就労支援で必要なこと(複数回答)

「企業に障がい者への理解があること」の割合が 45.1%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がい者への理解があること」(42.6%)、「通勤手段の確保」(34.5%)などの順となっています。



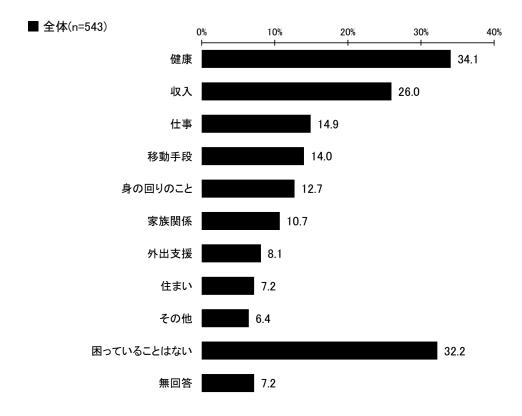
(10) あったらいいなと思うサービス、やってみたい余暇活動について(複数回答)

「特になし」の割合が 50.3%で最も高くなっています。希望するサービスがある方のなかでは、「運動やスポーツ活動」の割合が 21.0%で最も高く、次いで「音楽や演劇、絵画などの創作活動」(19.7%)、「SNSなどにおける情報発信」(10.3%) などの順となっています。



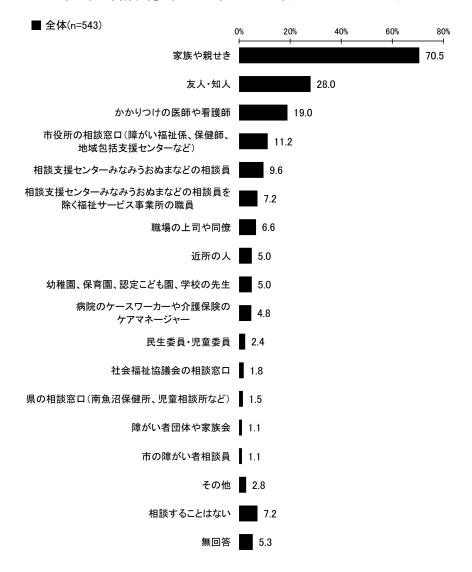
(11) 現在の困りごとについて(複数回答)

「健康」の割合が 34.1%で最も高く、次いで「収入」(26.0%)、「仕事」(14.9%) などの順となっています。なお、「困っていることはない」の割合は 32.2%となっています。



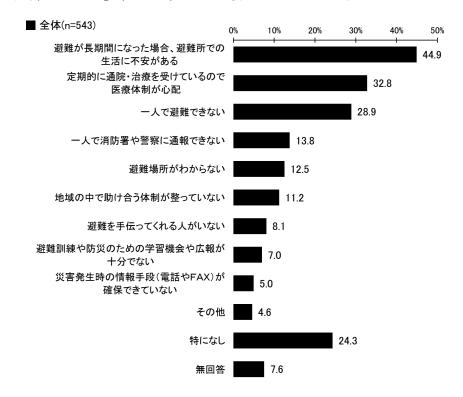
(12) 普段、悩みや困ったことをどこ、または誰に相談するか(複数回答)

「家族や親せき」の割合が 70.5%で最も高く、次いで「友人・知人」(28.0%)、「かかりつけの医師や看護師」(19.0%) などの順となっています。



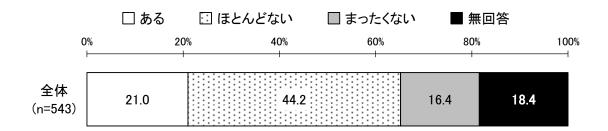
(13) 災害が起きたときに不安なこと(複数回答)

「避難が長期間になった場合、避難所での生活に不安がある」の割合が44.9%で最も高く、次いで「定期的に通院・治療を受けているので医療体制が心配」(32.8%)、「一人で避難できない」(28.9%) などの順となっています。



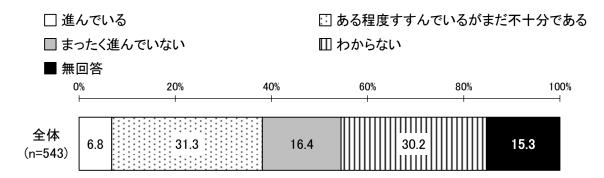
(14) 障がいのために、不愉快な思いをした経験があるか

「ほとんどない」の割合が 44.2%で最も高く、次いで「ある」(21.0%)、「まったくない」(16.4%)の順となっています。



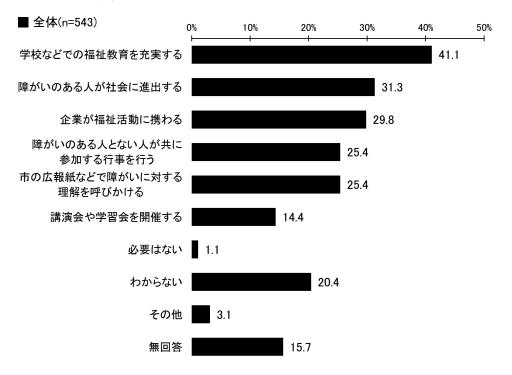
(15) 地域において障がい者(児)への理解が進んでいるか

「ある程度すすんでいるがまだ不十分である」の割合が 31.3%で最も高く、次いで「わからない」(30.2%)、「まったく進んでいない」(16.4%)などの順となっています。



(16) 地域において障がい者(児)への理解を進めるために必要なこと(複数回答)

「学校などでの福祉教育を充実する」の割合が 41.1%で最も高く、次いで「障がいのある人が社会に進出する」(31.3%)、「企業が福祉活動に携わる」(29.8%) などの順となっています。



暲がい者団体アンケート・ヒアリング調査結果概要

1 調査の概要

「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、令和5年6月~8月に南魚沼市内の障がい者団体よりご協力をいただきました。

2 調査結果

- (1) 取り組んでいる、障がい者の理解を普及・推進する活動ついて
 - ・一般市民の方をはじめ、小中高大の学生と触れ合う機会があると理解が進むと考えています。
 - ・理解が進まない理由については、障がい者は自分と関わることのない遠い存在という 認識だと感じます。そのため、定期的に L e t's スポーツの実施や社協事業に協力 しています。
- (2)地域での障がい者に対する理解の普及・推進について
 - ・足りていないと感じます。地域の行事やイベントに障がい者も参加できるようにして ほしいです。
 - ・接する機会を増やすことで相互理解が進み、日常生活における課題解消につながると考えます。社会参加の為の環境整備と地域での普及、学校での社会での多様性についての授業等は必須と考えます。
 - ・総合支援学校が開校してから障がい者と関わる方が増え、障がい者との接し方なども 理解が進んでいるように思います。
- (3) 日常生活や社会参加をする上で困っていることについて
 - ・障がいを持つ方にとって、公共交通機関が無くなると移動が不可能になる方が大勢いらっしゃいます。特に冬期はJRがすぐ止まるので、バスが無いとどこにも行けません。市民バスも使いたい人に使いやすい乗り物になることを期待します。
- (4) 障がいのある人にとって、どの程度「住みやすいまち」だとお感じになりますか
 - ・色々な行事に声掛けしてもらえる。また、近くに適した作業場所やリハビリ施設がある。
 - ・公共交通機関が無くなると移動が不可能になる方が大勢いらっしゃいます。特に冬 期はJRがすぐ止まるので、バスが無いとどこにも行けません。
 - ・歩道に点字ブロックが設置されていないところがあったり、雪国は除雪があり生活が 大変です。

- (5)日常生活や社会生活を送る上で、生活しづらさを感じる原因となる障壁 (バリア) が 取り除かれてきたと思うことについて
 - ・公共施設、公共的施設は概ね利用できるようになった。
 - ・六日町駅や銭渕公園の多目的トイレの設置や自宅改修助成金等、障がい者や高齢者 が利用しやすくなる取組を市が行っている。
 - ・声をかけてくれる人が増えた。六日町駅の券売機の前などで立っていると、困っていると勘違いされて声をかけてくれる人がいる。以前に比べると声をかけてくれるようになったと感じる。

(6) 災害時における避難等の支援について

- ・災害避難場所等を考えると車イス用トイレ整備は急務。
- ・避難する際に誰に頼れるか、最寄りの避難所にハード面含めて避難できるか、二次避 難場所の場所はどこに何カ所あるのか等、情報共有。
- ・福祉避難所は二次的な避難所で、災害時すぐに開設されるわけではないと説明を受けましたが、そう言った説明がウェブ等にあるとありがたいです。

(7) 市が行っている障がい福祉サービスや支援について

- ・障がい者が移動できるバスが欲しいです。
- ・新規会員の入会があまりなく、会員の高齢化が進んでおります。若い世代の方が、い ろいろな問題を抱えているかと思います。団体の存在を知らない方もいらっしゃいま すので、是非お知らせ頂きたいと思っております。
- ・ガイドヘルパーはとても助かっている。趣味の活動も行えている。

(8) その他のご意見

- ・移動支援があるとありがたい。障がいや特性のある人を送迎するのは難しいとは思う が、移動手段がなく、困っている人が多い。
- ・市内にはユニバーサルトイレがない。
- ・医療的ケア児等、保育園などの入園で課題が生じている。福祉課、学校教育課、子育 て支援課など関係課が早い段階でかかわってもらい対応してもらいたい。

暲がい福祉事業者アンケート・ヒアリング調査結果概要

1 調査の概要

「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、令和5年6月~8月に市内で障がい福祉サービスを実施している事業者からご協力をいただきました。

2 調査結果

- (1) 事業を運営する上で、困っていることや課題と考えること
 - ・人材の確保が困難(3件)
 - ・利用者の確保(1件)
 - ・人材育成(1件)
 - ・高騰している光熱水費(1件)
 - ・作業単価が低額(1件)
- (2) 日々のサービス提供活動を行う上で、困っていること(問題点や課題)
 - ・強度行動障がい児者の受け入れが可能な施設が市内にない。
 - ・地域移行を進め、空床に強度行動障がい児者の受け入れを勧めてもらいたい。
 - ・障がい福祉サービス事業所全体で医療的ケア児者の受け入れに取り組んでもらいたい。
 - ・サービス提供時間等提供活動において、当日職員の体調不良及び家族等の体調不良 等が原因で職員配置が難しい。
 - ・冬場の公共交通機関の弱さは影響大。事業所としてできる限り幅広く送迎を実施しているところもあるが、ハード面を考えると限界はある。
 - ・職員のメンタルヘルス、ニーズの多様化への対応
- (3) 事業所におけるサービスの質を向上させるために必要な取組や支援
 - ・人材の確保、人材育成、職員のスキルアップ
 - ・サービスおよび業務の標準化、見える化、各種マニュアルの点検、整備
 - ・研修体制
- (4) 障がい福祉サービスが利用しやすくなるためには、どのようなことが必要か
 - ・ニーズや活動にある程度のすみ分けがなされ、それぞれの事業所の強みが生かせるようなPRの中で、利用者側が選んで利用できるようになるとよい。
 - ・通所のための交通手段の確保が、今後の大きな問題となっていくと考える。
 - ・障がい者の個別ニーズは多様化しているが、相談支援事業所や自立支援協議会等と の連携を活発に行ない、地域ニーズ(課題)として把握共有し、地域・組織単位でそ のニーズに対応していくこと。
 - ・契約事務が簡単になると気軽に利用ができるようなると思われる。
 - ・企業が障がい者雇用などへの関心を高められるよう、行政側からの啓発事業を活発 に行う。

(5) その他のご意見

- ・どの事業所も「人がいない」と言っているが、魅力ある職場づくりや離職防止の取組 の検証が必要かと思う。また、市がリーダーシップを発揮し、地域全体で人材確保、 育成についての取組も必要かと思う。
- ・家族介護に頼った環境が多く、障がい児者を取り巻く環境は閉ざされたものであると思います。障がいを負っていても、障がいのある家族がいても障壁無く出掛けて行けるような環境及び周囲の働きかけが必要であると考えます。

南魚沼市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項及び第2項の規定に基づき、南魚沼市自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平28訓令1 • 一部改正)

(協議事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 相談支援事業の運営に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
 - (4) 障がい者等の支援体制に係る地域課題への対応に関すること。
 - (5) 社会資源の開発、改善に関すること。
 - (6) 障がい者計画及び障がい福祉計画の進捗管理及び見直しに関すること。
 - (7) 権利擁護機能に関すること。
 - (8) 前各号のほか、市長が必要と認める事項

(平28訓令1・一部改正)

(組織)

- 第3条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 相談支援事業者
 - (2) 障がい福祉サービス事業者
 - (3) 保健・医療関係者
 - (4) 教育関係者
 - (5) 雇用関係者
 - (6) 障がい者関係団体
 - (7) 福祉・ボランティア関係者
 - (8) 学識経験者
 - (9) その他市長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「全体会」という。)は、必要に応じ会長が召集する。ただし、委員委嘱後の最初の全体会は、市長が招集する。

2 会長は、全体会の議長となり、議事を整理する。

(令3訓令1・一部改正)

(専門部会)

第6条 協議会は、必要に応じ分野別の専門部会を開くことができる。

(令3訓令1・一部改正)

(意見聴取)

第7条 協議会は、会議の議事に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び関係者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(令3訓令1・追加)

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、福祉課に置く。

(令3訓令1・旧第8条繰下)

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(令3訓令1・旧第9条繰下)

附則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行後において最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附則(平成28年3月8日訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附則(令和3年1月26日訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

南魚沼市自立支援協議会委員名簿

要綱規定	法人・機関名	氏名	備考
(1)	社会福祉法人南魚沼福祉会 相談支援センターみなみうおぬま	高野 八千代	施設長
(2)	社会福祉法人雪国ボラントピア マイトーラ	井口隆人	施設長
(2)	医療法人越南会 五日町病院	貝瀬 猛	事業所統括部長
(2)	社会福祉法人桐鈴会	黒岩 秩子	理事長
(2)	NPO法人友の家	小林 輝実	理事長
(2)	社会福祉法人南魚沼福祉会 魚野の家	米山豊	施設長
(3)	南魚沼市民病院	井口 光開	リハビリテーション 科参事
(3)	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	青木 真由美	地域保健課長
(4)	南魚沼市立総合支援学校	井口 暁子	教諭
(5)	南魚沼公共職業安定所	下村 秀樹	所長
(6)	南魚沼市手をつなぐ育成会	小沢 美保	会長
(6)	南魚沼市立総合支援学校PTA	田村を綾子	PTA 会長
(6)	南魚沼市精神障がい者家族会	大平順一郎	会長
(6)	南魚沼市身体障がい者協会	峠 太一	監事
(7)	南魚沼市ボランティアセンター	江川 京子	委員
(7)	南魚沼市社会福祉協議会	並木 富美子	事務局長
(7)	南魚沼市民生委員児童委員協議会	久川 勇	副会長
(8)	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	木村 幸裕	地域福祉課課長代理
(8)	南魚沼市障がい者相談員	林 秀夫	障がい者相談員

計画策定の経緯

年月日	内 容
令和4年7月1日	令和4年度 第1回南魚沼市自立支援協議会全体会 ○第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗報告について ○次期計画のスケジュールについて ○次期計画策定のためのアンケート実施について
令和4年11月~12月	第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児 福祉計画策定のためのアンケート調査
令和5年2月21日	令和4年度 第3回南魚沼市自立支援協議会全体会 〇第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児 福祉計画策定のためのアンケート調査報告
令和5年7月4日	令和5年度 第1回南魚沼市自立支援協議会全体会 ○第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗報告について○第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について
令和5年6月~8月	障がい者団体アンケート・ヒアリングを実施
令和5年6月~8月	市内障がい事業者アンケート・ヒアリングを実施
令和5年11月9日	令和5年度 第2回南魚沼市自立支援協議会全体会 〇第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児 福祉計画の策定について
令和5年12月	令和5年度 第3回南魚沼市自立支援協議会全体会(書面決議) 〇第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児 福祉計画の策定について
令和6年1月4日~29日	パブリックコメントの実施
令和6年2月29日	令和5年度 第4回南魚沼市自立支援協議会全体会 〇第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児 福祉計画の策定について

第4期南魚沼市障がい者計画 (令和6年度~令和11年度) 第7期南魚沼市障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 (令和6年度~令和8年度)

発 行 令和6年3月 企画・編集 南魚沼市 福祉課 障がい福祉係 〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1 TEL 025-773-6667

https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/